

総務委員会会議録

平成28年3月8日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 16:08

【 案 件 】

1. 議案第 1 号 平成27年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号)
2. 議案第 2 号 平成27年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
3. 議案第 3 号 平成27年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)
4. 議案第 4 号 平成27年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
5. 議案第 5 号 平成27年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)
6. 議案第 6 号 平成27年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
7. 議案第 7 号 平成27年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)
8. 議案第35号 飯塚市職員の給与に関する条例及び飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
9. 議案第76号 平成27年度 飯塚市一般会計補正予算(第7号)
10. 議案第27号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
11. 議案第28号 飯塚市行政不服審査会条例
12. 議案第29号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例
13. 議案第31号 飯塚市職員の退職管理に関する条例
14. 議案第32号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
15. 議案第34号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例
16. 議案第40号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例
17. 議案第43号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
18. 議案第44号 変更契約の締結(飯塚市新庁舎建設工事)
19. 議案第51号 飯塚市過疎地域自立促進計画を定めること
20. 請願第 5 号 玄海原発再稼働について(株)九州電力に対して公開の説明会開催を申し入れることを求める請願

【 報告事項 】

1. 指定管理者制度運用の変更について (総合政策課)
2. 第2次飯塚市人権教育・啓発実施計画について (人権同和政策課)
3. 平成27年国勢調査の状況について (総務課)
4. 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく略式代執行について (防災安全課)
5. 鹿毛馬市有土地に対する「入会権確認等請求事件」について (管財課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第1号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第1号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)」につきましては、別に配

布いたしております補正予算資料により概要を説明させていただきます。

1 ページをお願いします。今回の補正につきましては、一般会計で3855万5千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を685億6948万6千円とするもので、表の下に記載しておりますように、給与改定に伴う所要額と今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

次の2 ページ以降に補正予算の概要を費目ごとにまとめ、左側に予算書のページを記載いたしております。その主なものについてご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。分担金及び負担金につきましては、給与改定に伴う上下水道局負担金など各負担金を追加いたしております。繰入金につきましては、今回の補正による財源調整で、財政調整基金の繰入を3835万6千円追加いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。一般会計・特別会計の人件費につきましては、給与改定に伴う経費を総額で3723万2千円追加いたしております。

総務費の地域振興費のバス路線維持費では、小竹天道線バス路線維持負担金の額の確定により141万2千円を追加いたしております。

繰越明許費の補正につきましては、水道事業会計補助金以下5件につきましては、年度内の完了が見込めないため追加するものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、公有財産購入費の土地開発公社委託分の目尾地域開発事業用敷及び飯塚駅前広場整備事業用地敷の期間及び限度額を変更するものでございます。また、飯塚市斎場指定管理委託料につきましては、期間を変更するものでございます。

5 ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○梶原委員

歳出の地域振興費、バス路線維持負担金について、バス路線維持負担金の内容についてお知らせ願います。

○商工観光課長

このバス路線維持負担金の内容につきましては、生活交通維持のため、国の制度に基づき、国、県、市町村で赤字補てんをするものでございます。本市では、西鉄バス筑豊が運行する小竹天道線及びJR九州バスが運行する直方線に対しまして、負担金を交付いたしております。

10月から9月までを1年度としまして、運行経費から収入及びバス事業者に対する国、県補助金を差し引いた赤字分の補てんを、関係市町村の運行距離で按分しまして負担を行うものでございます。

○梶原委員

過去の方で、平成24年からですね、平成24年が補正前の金額で1787万1千円、補正が47万7千円でしたけども、その次の年が1736万5千円、補正が258万8千円、補正後の予算が1995万3千円で、その次の年からですね、その補正後の予算額が次の年の予算に上げられているわけですね。平成26年度は上げられた1995万3千円に補正が234万4千円ということで、合計が2229万7千円。平成27年度は、その金額をまた予算として上げられて、今回141万2千円が赤字補てんということでございますけれども、年々ですね、負担金が増加傾向にあるようですけれども、それについては、どのような理由が考えられますか。

○商工観光課長

小竹天道線につきましては、少子高齢化やモータリゼーションの振興等の社会的要因によるものが多く考えられまして、利用者の方が減少していることが負担金の増加している原因と

考えられます。

○梶原委員

増加傾向にある赤字を減らすような努力は、どのようにされておるのか。以前にも、ほかの議員さんが質問されたと思いますけれども、改めてお聞きいたします。

○商工観光課長

増加傾向にある赤字を減らすような努力ということでございます。毎年10月頃に、路線バス利用促進に関する福岡県内一斉キャンペーンを県と連携しながら取り組んでおりまして、本市におきましても、本年度は10月、昨年10月20日にイオン穂波店でバス利用促進チラシやグッズ配布の啓発活動を行っております。また、昨年10月18日の福祉のつどい2015におきましても、啓発グッズ等の配布を行いまして、啓発活動を行っております。その他にも市報やホームページによる啓発、運行事業者に対しましては運行経費の削減、利用者増に向けた効率的な運行内容の検討についてもご依頼しているところでございます。

○梶原委員

今の説明にありますように、努力はされておるようではございますけれども、市民の交通手段の確保のため、コミュニティバス等の運行については本当に力を入れていただいております。ただ頑張っておられる反面、この負担金が年々ふえておるといのは非常に残念で、28年度の予算を見ましても、今回赤字補てんした部分をプラスして、上げられているわけでございます。ですから、市の財政も厳しい中で、赤字補てんの部分がですね、先方がこれだけ足りないですよと言われたら、毎回、毎回、その分をはいわかりましたと言うわけにもいけないと思いますので、その辺、運行会社のほうとも、もう少し改善方法を図っていただいて、取り組んでいただきますようお願いをしたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。予算書の7ページ、第2表繰越明許費補正ですけれども、水道事業会計補助金5930万円、この額の内容についてお尋ねをします。

○委員長

誰が答えますか。

暫時休憩します。

休 憩 10:09

再 開 10:10

委員会を再開します。

○財政課長

失礼しました。繰越明許、水道事業会計補助金につきましては、水道事業、国事業の工事進捗の遅れによりまして、年度内の完了が見込めないということで、水道会計補助金について、繰越明許を追加させていただいております。

○川上委員

ですから、その工事が遅れているということなんでしょうけれども、それはどこのことですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:11

再 開 10:11

委員会を再開します。

暫時休憩します。

休 憩 10:11

再 開 10:12

委員会を再開します。

○川上委員

答弁を保留するということのようですので、次に行きますね。

同じく、7ページの第3表、債務負担行為補正の公有財産購入費のうちですね、目尾地域開発事業用地敷なんですけれども、土地開発公社委託分と書いてあります。これは、場所はどこなのか、お尋ねします。

○財政課長

公有財産購入費、土地開発公社委託分でございますけども、これにつきましては、目尾振興計画の事業用地敷で、場所は市民プール周辺の土地になります。

○川上委員

それではわからないので、あとでわかるように、きちんと説明してもらいたと思います。

続けていいですか。それからですね、今回、人事院勧告影響分ということが大半を占めるんですけれども、この財源は何を充てていますか。

○財政課長

これにつきましては、一般財源を充てております。

○川上委員

一般財源なんだけれども、もう少し具体的に言うと何を充てていますか。

○財政課長

繰入金のところにあります財源調整で財政調整基金の繰り入れで賄っております。

○川上委員

提出していただいています予算資料の8ページに基金状況表というのがありますね。これを見ますと、平成26年度末残高が82億6千余のところまでわかるんですけど、となりの平成27年度2月補正後と書いてあります。取り崩しがですね、1億6000万あるんですけれども、これとの関係はどうなりますか。

○財政課長

取り崩し、この1億6300万円の内数になっております。予算資料、補正予算の概要書がございますけども、その2ページの繰入金とありますけども、そこで、補正後の額が1億6302万3千円になっています。この数字と、この取り崩しが一致するというので1億6300万の数字の中に入っているということになります。

○川上委員

行革などをやって急速に積み立ててきたこの財政調整基金を充てたということなんです。それで、今年度、平成27年度の市職員の給料の改定が続いたと思うんですけれども、それは予算資料のナンバー5と打っていますけれども、4ページですね、一般会計歳出予算性質別推移表を見ると、1番人件費に変動がありますね。これを少し説明していただいてもいいですか。

○委員長

7ページ、わかりますか。

暫時休憩します。

休 憩 10:15

再 開 10:15

委員会を再開します。

○人事課長

概要書の7ページの人件費のところでございます。これにつきましては、人件費のまず4号補正額というところにつきましては、これは12月の分でございます、前年度の当初予算と実際の当初予算から当該年度に実際に配置した職員数との洗い直しを行った結果の差額分という

ことで、ここで7623万2千円の減というようなことで計上いたしているところでございます。

○財政課長

7ページの表で説明いたしますと、人件費について当初予算を組んでいますけれども、69億5784万1千円、その後の第1号補正、これは6月の補正予算ですけれども、合併10周年の委員報酬関係を追加で計上いたしております。それから第4号補正は、12月の補正予算で通常、当初予算で組んだものを12月で洗い替えという形で見直しをしますので、その分を7623万2千円の減額をいたしております。第6号が今回の補正になっております。

○川上委員

第4号補正の中に、国家公務員の給与改定に準拠した内容というのはなかったですか。

○財政課長

第4号、12月補正、7623万2千円の中には、国家公務員等の給与改定に伴うものは入っておりません。

○川上委員

今度の6号補正のほうの人事院勧告の影響というのは、全体としてはプラスのほうで影響しているんですけども、この遡及はどこまで行くんですか。

○人事課長

これにつきましては、後ほどの議案の中でも出てくるかと思えますけれども、前回の12月議会において総合的に見直しということでの給料表の導入をさせていただいております。この給料表から、後ほど説明いたしますけれども、今回の人事院勧告に基づく分を変更するということになりますので、給与については1月からの遡及ということになろうかと思っております。ただ、これも後ほど説明いたしますけれども、勤勉手当に関しましては、年間ということで、対象とする予定といたしております。

○川上委員

全体としては1月からということで、勤勉手当については、昨年4月まで遡及するという意味ですか。

○人事課長

勤勉手当につきましては、年間、何月分の、0.1月分ということで出ておりますけれども、年間0.1月分となっておりますので、年間ということでの遡及という意味でございます。

○川上委員

それを遡及と言うかどうかわからないですけども。かつて飯塚市はですね、人勧の影響ということで、マイナスが出たときに、人勧以前まで、4月まで遡ってね、不利益変更遡及させたことがありましたね。ありましたか。

○人事課長

平成21年、22年に、そのようなことがあったというふうに聞いております。

○川上委員

私はその当時、その議案に対して、予算についてはですね、違法性が高いということを指摘しましたけれども、それから随分時が経ちましたが、今、どういうふうに考えてありますか。

○人事課長

確かに遡及という考え方からすると、不利益遡及になりますので、遡及という考え方はできないかと思っております。当時に行った分については、調整をしたと、調整額ということで減額したということをお聞きしておりますので、それについて云々ということは、違法性があるということではないかと思っております。

○川上委員

調整であれば、不利益の遡及とは言わないというふうに考えておるといことですけども、

間違いでしょうね。それでね、実は今後のためにも、重要なんだけど、そのとき児童クラブの運営委託をしていた青少年健全育成の委託料、減額補正かけたんです。あまり細かいやりとりは省略したいので言いますけれども、理由はですね、市の職員の給料を不利益変更遡及させるから、4月まで遡るから、それに準拠して、単価計算をして青少健にその委託料を出しています。だから労働単価を切り下げると。青少健で働いている学童の児童指導員の。そのために委託料を削るという減額補正が出たんですよ。もちろん指摘して反対しました。それは可決成立したわけですが、今もこのようなことをルールとして持っているんですか。

○人事課長

そのようなルール化というようなことをしているというふうには承知しておりません。

○川上委員

そういうやり方は、青少健に対してはそのとき限りで、その後そういうことをしていないですかね。市の不利益変更があった場合は、そういうふうはその押しつけていくと、委託先の労働者の単価までね、給料まで切り下げていくことはもう考えないんですか。

○人事課長

委員が申されるその当時、あったということでございますけど、それ以後にそういうことをしたということはないというふうに聞いております。

○川上委員

常識はずれのことを飯塚市は過去やったことがあるわけですよ。今していないということなんだけど、これから先もしないというふうにしてもらいたいというふうに思います。質問を終わります。

○委員長

先ほどの水道局の補助金に対する答弁はできますか。

○財政課長

先ほどの答えができておりませんが、繰越明許費、水道会計事業会計補助金についてございますが、場所につきましては、この箇所につきましては、楽市の水管橋、国交省の委託費負担金におきまして、国の工事が年度内に終わらず繰り越すという形になりましたものですから、当市も支出をする負担金を繰り越すということで、今回、繰越明許を追加いたしたところでございます。

○川上委員

出さなくてよいと言われるんだから、出さないというだけの、財政課としてはそういうことでは、出すと決めていたものを、工事が遅れたから出さんでいいよというわけじゃないわけ。

○財政課長

これにつきましては、もともと出すべきものが年度内に終わらないということで、その分の繰り越しをしたということになります。

○川上委員

それでね、財政課としては関心がないかもしれないけども、住民は関心があるわけ。どうして工事が遅れたんだろうと、財政課じゃなくてもいいんだけど、わかる方ありますか。

○財政課長

地元と調整をいたしておりましたけども、なかなか調整がつかなくて、遅れたということが、今回の遅延のための繰り越しになっております。

○川上委員

住民にわかるようにね、答弁してもらわないと。地元との調整がつかないとは、何の調整がつかないんですか。用地買収とか、工事のやり方とかで幸袋の小中一貫みたいになったのかね、そういうのもあんまり関心がないですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10 : 28

再 開 10 : 28

委員会を再開します。

○財政課長

申し訳ありません。その中身、その交渉の中身までは承知いたしておりません。

○川上委員

その地元調整が遅れると言うんだけど、その中身は全然わからないと。知らないでも平気だと。議会で聞かれても答弁ができないということで、予算書つくるんですか。あり得ないでしょう。答弁保留ということにしてもらっても構いませんので、きょうの何時ごろまでかかるかわかりませんが、答弁してください。住民にわかるように、いいですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10 : 29

再 開 10 : 30

委員会を再開します。

○財政課長

大変申し訳ありません。確認をいたしまして、早急にお答えをさせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩します。

休 憩 10 : 30

再 開 10 : 31

委員会を再開します。

この議案につきましては、保留といたします。

「議案第2号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第3号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第4号 平成27年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、「議案第5号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第6号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第7号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）」及び「議案第35号 飯塚市職員の給与に関する条例及び飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」以上7件については、関連があるため、一括議案といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第2号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」から「議案第7号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）」までについてご説明いたします。

補正予算資料の1ページをお願いします。一般会計と同様に、給与改定に伴う所要額を補正するものでございます。補正額総額で371万5千円となっております。

3ページをお願いします。国民健康保険特別会計から4ページの学校給食事業特別会計までの6つの会計につきまして、それぞれ給与改定に伴う経費とそれに伴う一般会計繰入金を追加いたしております。なお、介護保険特別会計の保険事業勘定では、職員給与の一部が国、県の補助対象となっておりますが、少額のため記載を省略いたしております。

以上で、補足説明を終わります。

○人事課長

「議案第35号 飯塚市職員の給与に関する条例及び飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の36ページをお願いいたします。今年8月に出されました人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定が行われましたので、これを参考にいたしまして、本市職員の給与を改定するとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものでございます。

まず、本年度の人事院勧告の主な内容といたしましては、「月例給の増額改定」と「勤勉手当支給月数の増」及び「単身赴任手当の増額改定」でございます。月例給につきましては、民間給与との差額を埋めるため、給料表の水準を平均0.4%引上げる内容でございます。

また、勤勉手当については、支給月数を年間0.1月分引上げ、単身赴任手当につきましては、給与制度の総合的見直しの継続的な制度改正として、平成28年度から基礎額を4千円、加算額の上限を1万2千円、それぞれ引上げる内容でございます。

次に、地方公務員法の改正につきましては、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる「等級別基準職務表」を条例で定めることとなっております。

これらを参考といたしました本条例の具体的な改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明いたします。

41ページをお願いいたします。飯塚市職員の給与に関する条例、第1条関係でございますが、これにつきましては、平成27年度分の改正事項となりますが、第29条第2項に規定しております勤勉手当の支給割合について、正規職員は100分の75を100分の85に、再任用職員は100分の35を100分の40にそれぞれ改定するものでございます。

次に、附則第18項でございますが、これは、現在55歳以上の課長級以上の職員の勤勉手当を1.5%減額いたしておりますので、勤勉手当の支給率改定に伴いまして減額対象額に乗じる割合を改正するものでございます。

別表の行政職給料表につきましては、45ページにかけて掲載いたしておりますが、先ほどご説明いたしましたとおり、給料表を平均で0.4%増額する内容となっております。

45ページの中段をお願いいたします。平成28年度から適用される本改正条例の第2条関係でございますが、法改正による条項の整備を行うとともに、「等級別基準職務表」を別表第2で定める旨等を規定しております。

第16条の2の単身赴任手当につきましては、基礎額を2万6千円から3万円に、交通距離区分に応じた加算額の上限を5万8千円から7万円に改正するものであります。

第29条の勤勉手当につきましては、先ほど第1条で改正いたしました勤勉手当について、平成28年度以降の支給割合を規定するもので、第2項では年間の増月分を6月期と12月期の2回に分けて支給することとなるため、正規職員は100分の80に、再任用職員は100分の37.5に改正するものでございます。また、附則第18項につきましても、同様の趣旨で改正しております。

別表第2の「等級別基準職務表」につきましては、これまで規則で定めておりました級別の標準的な職務内容について条例化するものでございます。

最後に附則でございますが、給料の切り替えに伴う施行期日等を定めたもので、第2条、第3条の規定につきましては平成28年4月1日から施行し、第1条の給料表改定につきましては平成28年1月1日に、勤勉手当につきましては平成27年12月1日に、それぞれ遡り適用するとしております。

なお、今回の給与改定に伴い影響を受ける職員数につきましては、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせて、対象者は給料の増額分は173人、勤勉手当につきましては898人となります。給料の増額対象者が173人と少数でありますのは、本市においては、本年1月

1日に給与制度の総合的見直しに基づく平均約2%の減額改定を行いました。前日の12月31日の給料を現給保障しております。今回の0.4%の増額では現給保障額を超えない職員が多く存在することからこの人数になっているところでございます。

また、1人当たりの影響額といたしましては、対象者のうち正規職員の平均で申しますと、月額給料は約2270円の増、勤勉手当については約3万6900円の増となっております。

以上で、簡単でございますが、議案第35号の補足説明といたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第2号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、「議案第3号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」、「議案第4号 平成27年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、「議案第5号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第6号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第7号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)」及び「議案第35号 飯塚市職員の給与に関する条例及び飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」以上7件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案7件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、先ほど保留しておりました議案第1号の説明をお願いします。

○財政課長

大変失礼しました。繰越明許の理由につきましては、楽市水管橋の架け替え工事負担金、これにつきましては、国が水道局から受託している事業でございますが、国の工事におきまして、仮設道路等の防音、防塵の対策について、地元住民との協議に不測の日数がかかったということで、年度内の工事完了が不可能となり、清算ができない金額を繰り越すものでございます。

○委員長

川上委員いいですか。

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第1号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第76号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第76号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）」につきましては、別に配布いたしております補正予算資料により、概要を説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、一般会計で9434万6千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を686億6383万2千円とするもので、表の下に記載しておりますように、国の補正予算（第1号）に伴う関連事業にかかる経費を計上するもので、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において「特に緊急対応」として位置づけられた「地方創生加速化交付金」を活用する事業等に係る経費を補正するものでございます。

なお、今回の補正予算と平成28年度当初予算で重複して計上している事業がございますが、この重複分につきましては、新年度の補正予算において調整をさせていただきます。

なお、今回活用いたします国の交付金につきましては、平成27年3月末の交付決定に基づいて実施することとなりますことから申請ベースとなりますのでご了承願います。

2ページ以降に補正予算の概要を費目ごとにまとめ、左側に予算書のページを記載いたしております。

まず、歳入の地方交付税につきましては、交付税の原資となる国の法定5税の税収が増となったことから、減額調整されていまして交付税が本来の交付決定額まで復元され、増額となったものでございます。

国庫支出金につきましては、今回補正予算として計上いたしております事業の財源として、「地方創生加速化交付金」など合計で8447万6千円を計上いたしております。

県支出金につきましても、同様に合計で941万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、今回の補正による財源調整で、財政調整基金の繰入を3123万6千円減額いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。総務費、男女共同参画推進費の女性活躍連携事業費では、県補助10分の8を活用して、平成28年度策定予定の男女共同参画プランに反映させるため、アンケート調査、セミナー開催にかかる経費を計上いたしております。

戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業費では、個人番号カードの関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任するための交付金を追加いたしております。

農林水産事業費、農業振興費の担い手確保・経営強化支援事業費では、県の補助10分の10を活用して、農地中間管理機構を活用している地域の認定農業者が、農業用機械施設等の導入にかかる経費を助成するための補助金を計上いたしております。

商工費、商工業振興費の医工学連携推進事業費では、医工学連携を推進するため、医療現場に企業、学生、研究者等を受け入れる体制を整備し、医療機器等の研究開発を促進させるため、地域医療連携イノベーション創出事業補助金を計上いたしております。

教育費、小学校教育振興費の小学校英語教育推進事業費では、市内全小学校6年生の児童を対象にマンツーマン指導が受けられるオンライン英会話を実施するための経費を計上いたしております。

また、情報通信技術活用支援事業費では、教職員のICT活用能力及び指導力の向上を図り、児童に対する情報教育を充実させるための経費を追加いたしております。

中学校教育振興費の情報技術活用支援事業費につきましても、小学校と同様の事業にかかる経費を追加いたしております。

3ページをお願いいたします。繰越明許費の補正でございますが、女性活躍推進連携事業費以下7件につきましては、国の補正予算に伴う前倒し事業であり、年度内の完了が見込まれないため、追加するものでございます。

4ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および市債・基金の状況表を

添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明は終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

予算資料2ページにですね、地方創生加速化公金皆増、交付率10分の10で6200万余が来ているんですけれども、緊急対策と言われましたね、1億人総活躍のための。1億人総活躍というものの言い方については、非常な違和感を持つわけなんですけれども。いずれしても緊急対策ということで支出ということなんですけれども、ここに挙がっている医工学連携推進事業だとか、3つありますけれども、これは国がこういうメニューですよというふうに言っている中から選んだものですか。

○財政課長

事業内容につきましては、国がメニューを明確に示したものではありません。市独自で検討した内容でございます。

○川上委員

国がメニューを示しているものがあると思うんだけど、どのくらい項目、事業がありますか。

○総合政策課長

今回、昨年からの総合戦略に基づく国の今回の追加の補正予算でございます。ただ今のご質問のメニューということでございますけれども、例示としての提示はございますが、この加速化交付金の交付目的といたしましては、総合戦略のステップ2の促進を図るという形での補正予算を組まれております。従いまして、子育てへの支援でありますとか、強い経済を生む、あるいは安心につながる社会保障等の委員ご指摘の1億総活躍社会の実現に向けた2ステップ目の補正ということで、今回組まれたものでございます。

○川上委員

私は、今の経済状態、それから国民の暮らしの実態から言って、ここを下支えするのが、緊急性があると思うんだけど、例えば保育所、事実上と言うか、現実におられる待機児童、その所帯ですね、この解決をどうするのかというのは、緊急中の緊急だと思うんですよ。それから、今朝のニュースでも島根で大変な事件が起こったようですけれども、介護体制、どう手当てするのか、急がれる。そのほかにも、もちろんあると思うんだけど、そうしたものと比較というか、その中で優先的にこの3つの事業が、市としては緊急性が問われると判断したと思うんですよ。その判断のところを聞かせてもらっていいですか。

○総合政策課長

当初、質問委員からもご指摘ございましたとおり、国のある程度の方向性、指針というものがございまして、確かにご指摘の子育て支援等々につきましても、その方法論としては、メニューとしては、あり得るかとも思います。ただ、現在、私どもも総合戦略の中で進めておりますこの部分につきましては、この加速化交付につきましては、そういった先駆性でありますとか、ある程度の方向性が定められている中で策定をしております。ただいま、先ほどもご説明ございましたように、国のほうに申請をいたしておりますけれども、いろんな条件の中で、例えば、1団体あたり2事業とか、1事業あたり3000万の事業であるとか、いろんな制限の中で今回緊急にですね、この事業について申請をさせていただいたところでございます。

○川上委員

どういう判断したのか、少しわかりにくかったけど、今の答弁ではですね、判断する余地があまりなかったというふう聞こえました。国の制約があって、だいたいこういったものしかできないんだと。先駆性とか言っていましたけど、緊急性と国は言っているわけでしょう。その国の制約のために、こうしたものしか思いつかなかったということですか。

○総合政策課長

先ほども若干申し上げましたように、総合戦略の中のステップ2ということで、緊急にこの交付金が定められたものでございます。そういった中で、いろいろ検討していく中で、正直時間がなかなかない中ですね、いろんなことを検討させていただきまして、その中の1つとして、仕事の創生あるいは先駆的なものというのは、地域にとって、あるいは他地域にとっても、1つのモデルとなるようなですね、事業について、申請をしていくということで、委員の指摘のございました、ある程度の枠の中ですね、国の枠の中で申請をしているという状況でございます。

○川上委員

しかし、その待機児童の解消の問題とかね、介護体制を厚くするものに、お金が使えないということではなかったんじゃないですか、今の話だと。

○総合政策課長

今おっしゃられます待機児童の解消については、どういった具体的な施策かということになってきょうかと思えますけれども、その施策の組み方につきまして、いろいろ検討する必要性があるということには考えております。ただ、今回のこの交付金の申請につきましては、非常にタイトな時間の中で、先ほど申し上げましたいろんな制約、制約と申しますか、例えば、ソフト事業を中心にこれを組み立てていくといったこともございますし、直接的な交付事業は対象とならないといったようなですね、そういった細かな制限もございます。そういった中で、組み立てのほうについていろいろ検討してまいりましたけれども、限られた時間の中で、どうかこの2件について申請をしたというのが実態でございます。

○川上委員

もともとその3本の矢が的外れのところに行ったり、途中で落ちたり、折れたりする中で新3本の矢というのが出されたでしょう。その中で、介護だとか保育だとかいうのは、かなり重要だと国も言っている訳ではないですか。1億人総活躍とか言っている訳ですよ。その中で出されているわけでしょう。でも、そういう方向のことは検討していないという答弁ですけれども、時間がなかったと。職員もずっと削られてきていますからね、大変と。しかし、その子どもの問題、介護の問題というのは、急に深刻になったわけではないじゃないですか。だから国会でも問題になったじゃないですか、保育園落ちたとか、日本死ねとか、ひどい言葉ですよ。けれども、それは誰が書いたかわからないとかいうふうに政府が答弁したでしょう。そしたらどうということになりました。落ちたのは私だとか、落ちたのは僕だとか言って、国会をはじめとして、全国でそういう実態が実際あるわけでしょう。こうした中で、その時間がなかったからそうしたことは考慮しなかったというのはいただけないんじゃないかと。私は決してここに書いてある3つのことが、医工学連携とかが悪いというふうに言っているわけじゃないけれども、よーいどんで行く方向が違うんじゃないのか。優先順位が違うんじゃないのか。緊急性と言っている割にはね、先駆性と言ってみたり、だからそのところにはね、やっぱり住民の暮らしとか福祉の思いやる心がね、少しずれているんじゃないのかなと思います。

それでお尋ねしますけれども、この医工学連携を推進するため医療現場に企業、学生、研究者を受け入れる体制を整備し、医療機器等の研究開発を促進させるというんですね。これは普通、企業がお金を出すんですよ。それを市が応援するというわけですけども、国が応援するというわけですけども、具体的にはどういった応援の仕方をするんですか。

○産学振興課長

現在の医療関連機器の開発におきましては、単独の医師や研究者が企業に対し医療関連機器の開発を依頼するケースが多く、企業側では、医療現場を十分に理解できずに開発を行うケースがみられ、開発された医療機器、関連機器が市場ニーズにマッチしないといった課題があります。この課題解決のため、開発企業などが3カ月程度の長期に渡り、医療現場に従事し、複

数の医師や看護婦などとコミュニケーションを図りながら、医療関連機器の必要性、市場性、コストなどのさまざまな面から検討いたしまして、医療機器開発を実施する手法が先進的な医療機関で始められております。

本市におきましても、トライバレー構想の重点プロジェクトといたしまして医工学連携に取り組んでおりますが、この手法を投入することで、医療機器開発の促進など医療イノベーションの創出と人材育成を目的に、地域医療連携イノベーション創出補助事業の実施を行うものであります。補助内容といたしましては、地域医療機関からの申請に基づき、迅速な事業を立ち上げるための機械装置などの事業費、専門家招へいなどのソフト事業費、また、参加企業に対する参加負担金の一部を補助するものであります。

○川上委員

予算2700万組んでいるんだけど、もう申請は終わっているんですか。

○産学振興課長

まだ申請は終わっておりません。

○川上委員

手を挙げようと思うと、どういった段取り、スケジュールになりますか。

○産学振興課長

すみません。交付金の申請自体は終わっております。

○川上委員

それはわかりました。その交付金申請の段階で、この医療機関、この医療機関、この企業というのは、まだ決まってないわけですか。そしたら今から申請でしょう、それはどういう段取りになるのかと。

○産学振興課長

補助要綱等を定めまして、4月以降申請というような手続きをとりたいと考えております。

○川上委員

予算は幾らぐらいになりますか。

○産学振興課長

2718万3千円を予定いたしております。

○川上委員

いま私が聞いたのは、下にですね、地域医療連携イノベーション創出事業費補助金というのがあるから、2718万3千円すべてが、この上のほうということではないんだろうと思って聞いたんですけど、どういう感じですかね。

○産学振興課長

細かな変更はあるかと思いますが、この補正予算額が補助額ということで考えております。

○川上委員

この補助金というのが、下の黒丸があるじゃないですか。これが全部、上のことを受けている言葉なんですか。2つあるわけじゃないんですか。これ1本。

○産学振興課長

そのとおりでございます。

○川上委員

4月1日をどのような姿で迎えるかということで、子育て世代のお父さんやお母さんたち、真剣なんです。昨日、テレビで泣いていたでしょう、お母さんが、国会議事堂の前で。これは関係ないじゃないですか、緊急性とか、今の話から言えばね。これからぼちぼち要綱をつくってということなんです。

ではですね、もう1つの情報通信技術活用支援事業費のことなんですけれども、これは繰越明許でいくんだけど、どういう形になるんです。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:05

再 開 11:06

委員会を再開します。

○学校教育課長補佐

オンライン英会話でございますが、オンライン英会話とは、小学校5、6年——
まず目的としましては、子どもたちに——

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:07

再 開 11:08

委員会を再開します。

○財政課長

失礼いたしました。この事業につきましては、ICT支援員が、各学校を月3回から4回訪問しまして、各学校におけますICTの課題解決や事業支援を行うもので、学校に整備いたしますICT機器等を活用し、教職員のICTスキルの習得、定着及び児童生徒に対する指導力の向上を図ることにより、児童生徒に対する教育の向上を図る内容でございます。

○川上委員

予算資料ではね、6年生の児童を対象に実施すると書いてあるんですよ。今の説明は、教職員のスキルアップというふうに聞こえましたけど、誰が対象なんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:09

再 開 11:10

委員会を再開します。

○川上委員

失礼しました。情報通信技術活用支援事業のほうですね、これは教職員のスキルアップということなんですね。それで、ICT支援員という方々が学校に来るそうですけれども、これはどこに委託するんですか。

○財政課長

民間の業者になります。民間の業者で対応させていただきます。

○川上委員

いや、普通、委託するときは民間に委託するので、どういう人たちにするのかと。例えば高校の英語の先生のOBをグループ化してね、そういうことなのかね、そのベンチャー企業から来てもらうのかとか、その辺どういう考え方かと。

○財政課長

大変失礼しました。いま質問者が言われますように、こういうICTに非常に長けた業者に委託しまして、そこから派遣をいただくということで考えております。

○川上委員

この事業は、もともと補正前に985万1千円の予算があるんですね。これに1129万6千円の増額補正なんですよ。この説明をしてもらえますか。

○財政課長

補正前につきましては、補正を12月の補正のときにしておりますので、ほぼ確定値に近い数字ですけども、再度、これは28年に事業を行っていきますので、その分で増額、増額と言

うか、プラスになっているということでございます。

○川上委員

補正前額は27年度分と、補正額は28年分ということなんですね。のんびりしているじゃないですか。ここで増額しなければならないのかなど。それで先ほどの、失礼しましたけれども、小学校英語教育推進事業費、こちらは皆増でいっているんだけど、マンツーマンの指導を依頼するところはどいったところですか、相手は。

○学校教育課長補佐

依頼するところにつきましては、ただいまセブ島の講師を依頼しまして、児童1人1人がマンツーマンでオンラインを行っている状況でございます。

○川上委員

すでに行っているということなんですか。セブ島の講師というのは何ですか。

○学校教育課長補佐

モデル的に本年度始めておりまして、モデル的に飯塚小学校において行っているところでございます。

○川上委員

それはこの予算とは関係ないでしょう。関係あります。だから、この皆増となっているので、新規事業なんだろう、この予算との関係で言えば。これは来年度に繰り越すわけだから、来年度事業になっていくんですね。それで、どういう事業を、どのようにするのか、お尋ねするという質問です。

○財政課長

先ほど学校教育課長補佐が説明していましたが、いま試行的に、予算とは関係ないことでご説明しておりますが、これについては民間の学習関係に、英会話とかやっている詳しいところに委託するという形にはなりますけども、内容的にはオンラインによるマンツーマンでの英会話レッスン等を受け入れた授業を通しまして、聞く、話すを中心とした英語の初歩的な能力を養うために行うものでございます。

○委員長

どういうところに委託するのか。

○財政課長

英会話とか非常に長けた学習関係をやっている会社のほうに、会社と言うか、業者のほうに委託をするという形で進めていきたいと思っております。

○川上委員

それはあれですか、ネットでパソコンを相手にマンツーマンの、それはどういう緊急性がありますか。

○学校教育課長補佐

緊急性について今ご質問がございましたが、理由としまして2点ございます。まず1点目は、次期改訂の指導要領におきまして、平成23年度から小学校3年生から外国語活動。また5、6年生から英語が教科として教育課程に位置づけられるようになり、実施しなければなりません。その上、平成30年度からは、その移行期間としまして、英語科の内容について取り組む必要があるということが1点でございます。

続きまして2点目ですが、社会の動向からグローバル化が進んでおりまして、子どもたちが大人になるころには、多文化、多言語、多民族の人たちと協調しながら、英語を用いてコミュニケーションを行う機会がふえるということ。また、ネット社会におきましてはグローバル化が進んでおり、日本の国内やここ飯塚におきましても、インターネットをとおして地域から発信するような力を、英語で発信するような力を育てていくという必要性があるので、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○川上委員

予算書の6ページ、歳出の総務費ですが、個人番号カード関連事務委任交付金について説明を求めます。

○市民課長補佐

この個人カード交付事業補助金につきましては、個人カードの発行等の実施に伴う事業の補助金でございます。地方公共団体情報システム機構への通知カード及び個人カード関連事務の委任に関わる市町村の交付金に対して、国が補助する補助金でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第76号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)」に反対の立場で討論を行います。

詳しくは本会議で述べたいと思いますが、1点目は、マイナンバーの関連の事業費があるのはですね、国民的な不安やさまざまな分野でトラブルが起きている中で、あえてこの個人番号カード、なくてもよいのに、それを住民に押し付けるということがあってはならず、また、地方創生加速化交付金が緊急対策ということで、6200万円余も年度末に交付されるんですけども、それぞれの事業の重要性はわからないでもありませんけれども、本当にいま本市が緊急に手を打たなければならないという優先度について真剣に考えられた予算書かなと思います。よって反対であります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第76号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)」について、原案のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:25

再 開 11:35

委員会を再開いたします。

「議案第27号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」及び「議案第28号 飯塚市行政不服審査会条例」以上2件については、関連のあるため一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総務課長

「議案第27号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」について、ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。このたび行政庁の処分等に対する不服申立ての制度を定めました行政不服審査法が抜本的に見直され、改正法が4月1日から施行されることになっております。

行政不服審査法の改正点は、大きく3つで、まず「不服申立て」の種類として「異議申立て」と「審査請求」と2つあったものが「審査請求」に一元化されたこと。2番目に、審査請

求された事件に対する裁決の客観性、公正性を確保するため、まず、審査庁が指名する審理員が審理を行い、審理員の出した意見書を第3者からなる附属機関「行政不服審査会」に諮問し、審査を行い、答申を経て、審査庁が審査請求人に対して裁決を行うことになったこと。3番目に、不服申立人の利便性を向上させるため、審査請求ができる期間が、「60日」から「3月」に延長されたことです。

この条例につきましては、行政不服審査法に係る12の条例の、不服申立てに関する規定について、一括して整備を行うものです。

内容につきましては、7ページ以降の新旧対照表をお願いします。「飯塚市情報公開条例」以下12の条例について、「異議申立て」あるいは「不服申立て」とあるのを「審査請求」に改め、請求期間「60日」を「3月」に改め、併せて文言の整理を行い、また15ページの「飯塚市手数料条例」において、法に規定する提出書類、資料等の交付に係る手数料を定め、また手数料の減免に関する規定を新たに設けております。

引き続き、「議案第28号 飯塚市行政不服審査会条例」についてご説明いたします。

議案書の19ページをお願いいたします。先ほど説明しましたように、行政不服審査法81条の定めにより、審査請求に係る裁決の客観性、公正性を高めるため、請求事案に対する審理員の意見書の審査を行う、第三者からなる附属機関を置くこととされましたので、「行政不服審査会」を設置するものでございます。

第1条で趣旨を、第2条で所掌事務を規定しています。

第3条は、委員の人数、構成、任期、守秘義務について定め、委員会の委員は5人以内とし、法律又は行政に関しすぐれた識見を有する者のうちから市長が委嘱すること、委員の任期は3年とし、再任を認めることとするものです。

20ページの第4条は、会長、副会長について、第5条は、会議について規定しています。

第6条は、専門の事項を調査させるため、別に学識経験のある委員を置くことができる旨の規定をし、第8条で、委員の守秘義務違反に対する罰則規定を設けております。これは、福岡地方検察庁と協議を行い、情報公開審査会等と同様の、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金としております。

以上、簡単ですが、議案第27号と28号についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○梶原委員

議案概要の説明のほうでは、60日から3カ月へ延長ということで、今回、不服申立期間を60日から3カ月ということですがけれども、その期間の捉え方でちょっとわからない部分を説明していただきたいと思っておりますけれども、例えば、不服申立てした月があります、日にちが。その月とあと次の月と次の月の3月なのか。それとも、出した日にちから全部を足した3月なのか、ちょっとそこら辺を確認させていただきたいと思っております。

○総務課長

先ほど説明いたしました審査請求期間である3月は、暦に従って計算することになります。期間の初日は算入せず、最後の月において、その起算日に応答する日の前日に満了することになります。具体的に申し上げますと、まず処分があったことを知った日の翌日から起算して3月、例えば、きょう3月8日が、処分があったことを知った日である場合には、翌日3月9日が起算日というふうな形になります。3月の期間は、この年の6月8日の終了をもって満了するような形になります。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

○川上委員

今度の改正点のポイントとして3つ言われました。まず、この改正の意義をどう考えているのか、お尋ねします。

○総務課長

法の改正につきましては、まず、行政不服、行政に対する不服申し立てについて、非常に国民にわかりにくかったというふうなところがございます。それと、公正性ということについて十分ではなかったのではないかというふうなことで、これは50年ぶりに改正されたものでございます。目的としては、まず審査請求に対する回答、裁決について、公正性、客観性を求められたことと、それから先ほどの期間の延長ということで申し上げましたけども、国民の利便性の向上というふうなことが、目的として挙げられると思います。

○川上委員

わかりにくい、公正性に欠けるところがあったと、それから期間のことについては、60日では利便性に欠けるという答弁ですか。

○総務課長

旧行政不服審査法においては、異議申し立てというふうな制度がございましたけども、ここについては、処分庁、処分をしたところが、その異議申し立てに対して、裁決と言いますか、結論を出すような形になっておりますので、そういったところに第三者機関を、先ほど申し上げました行政不服審査会を入れるというような形で公正性を保とうとしているようなものでございます。

○川上委員

いま強調された改正の、国民にとって有利なところが強調されたように聞こえますけども、それは今度の条例改正にはどのように反映するんですか。

○総務課長

まず、27号につきましては、基本的には異議申し立てを審査請求という方法1本に統一するという形になろうかと思えます。それから、審査会条例につきましては、法律のほうで設置が求められておりますので、それを設置するというふうな形で、法律に基づいて行政不服審査を行うというふうな意味でございます。

○川上委員

60日を3カ月とか、わかりますけど、それ以外のところを従来どおりにするのでは、不都合がありますか。

○総務課長

これにつきましては、法律に基づいてやるわけでございますので、そのようにご理解いただきたいと思えます。

○川上委員

いや、そう言わないで、今までの飯塚市の条例、胸を張ってやってきたわけじゃないですか。国の法律が悪かったわけでしょう、今の答弁では。国の法律を批判している訳ですよ。それで飯塚市の法律は胸張ってつくってきたし、これを施行してきたわけですよ、胸張ってなかった。そうするとね、60日を3カ月というのは、はっきりわかるんだけど、そのほかのことについてはね、今までどおりで何か不都合があるのかと。国の法律が変わりましたからと言うだけじゃなくて、そこ、少し考えてないですか。

○総務課長

旧法を批判していけるわけではございません。いろいろとやはり問題点があったということは、指摘されておりましたので、改正に至ったというふうに理解しております。それから、飯塚市の条例に基づいて行政の不服審査を今まで行ってきたわけではございません。旧法の行政不服審査法に基づいてやっておったわけですので、変わることで、今までの市のやり方が変わるというのは、法律に基づいてでございますので、そういうふうにご理解いただきたい

と思います。

○川上委員

そうすると、市の条例は文言を扱うぐらいで、変わるところはないということですかね。

○総務課長

先ほど説明しましたように、新旧対照表を見ていただければわかると思うんですが、異議申し立てというふうな形の部分が、これがなくなります。考え方として審査請求1本になりますので、そういったところは改正の必要がありますので、条例の改正を行うものであります。

○川上委員

異議申し立てという言葉が、審査請求に一元化されるということになると、その例えば、市の情報公開条例、第5章、異議申し立てということで展開しているんですけども、審査会に異議申し立人が希望すれば出席し、陳述することができますね、現在。これは、どういうことになりますか。

○総務課長

まず、情報公開、あるいは個人情報とかいう場合には、先ほど申しあげました行政不服審査会に変わる情報公開審査会、それから個人情報保護審査会というふうな行政不服審査会ではなく、その個別の審査会がございます。ですから、その中で審査をするというふうな形になりますので、特例という形になろうかと思えます。

○川上委員

特例というか、そうすると今までどおり、名称が変わるかもしれないけども、異議申し立てをすれば、審査請求人がその審査会、情報公開の審査会に出席し、陳述をすることができるということは変わらないですか。

○総務課長

そのとおりでございます。

○川上委員

一方で、個別の審査会がないものについては、この28条による審査会で審査を行うんですけども、そこには審査請求人は出席し、陳述することはできますか。

○総務課長

先ほど説明いたしましたように、審査請求が出た場合に、すぐ行政不服審査会が開催されるわけではございません。その前に審理員というものを設けるような形になっていますので、その審理員が、まず審査請求が出ましたら、処分した課のほうに弁明書等を出させるような形になります。その後に審査請求人に対して反論書を求めるような形になります。その次に意見陳述を求めると、両方の意見を求めるというふうな形になって、そして審理員は審査意見書というものをつくる形になりますので、意見陳述等がされるような形になります。

○川上委員

意見陳述ができるということを確認しますね。検証の仕方なんですけれども、法改正のほうではですね、簡易な手続で事実関係の再調査をして処分の見直しを行うとかいうところがあるんですよ。この簡易な手続で事実関係の再調査というところが気になるわけですね。これが適用されてくるわけでしょう。その異議申し立てとの関係でいえば、検証ということだけで、審査をちょっと見直ししてくださいということになると、いま言った簡易な手続で事実関係の再調査という程度におとしまられるのではないかなという心配をしますけど、そういうことはないですか、国の法律を審査しているわけではないから、この条例、12本の条例との関係でそういうことがないか、心配しますが、どうですか。

○総務課長

簡易と申し上げますのは、裁判にまでもする必要はないと言いますか、裁判になれば、当然費用もかかります、時間もかかります。迅速にこういった処分に対する不服申し立てを審査すると

いう意味で、簡易な形というふうになっていると考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第27号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」並びに「議案第28号 飯塚市行政不服審査会条例」に賛成の立場から討論をしておきたいと思っております。

詳しくは本会議で述べますけれども、国の法改正においてはですね、異議申立がその一元化されることに関連してですね、参考人からの陳述がなくなったり、あるいはきちんとした検証が行われないというような問題点があったんですね。そして、先ほど紹介したような、簡易な手続で事実関係の再調査をしてという程度のものもあって、我が党は反対しました、国会において。一方、提出された議案を見てみますと、また今の答弁によればですね、すでに審査会を持っているところは従来どおり参考人からの陳述もできるし、それがないところについては、今度つくる審査会において参考人の陳述もできるという答弁ですから、申立人か、審査請求人。そういう答弁でした。また検証についても、簡易などということでもないということです、国の制度の問題点が、この飯塚市の条例改正の中に入ってきていないと判断します。以上です。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第27号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」及び「議案第28号 飯塚市行政不服審査会条例」、以上2件については、いずれも原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 58

再開 13 : 00

委員会を再開いたします。

「議案第29号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第29号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例」について補足説明をいたします。議案書の21ページをお願いいたします。

本条例は、第1条にも記載しておりますとおり、政治倫理確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律、この第7条の規定に基づき、市長の資産等の公開に関する事項を定めるものでございます。今回の条例につきましては、これまで、資産報告及び資産公開を規定しておりました飯塚市政治倫理条例が昨年12月に改正され、平成28年4月1日より施行されることに伴い、法律で義務付けられております市長の資産公開について、空白期間を設けることなく実施するために制定するものでございます。

第2条では、資産等報告書の作成について規定しておりまして、第1項で、任用開始の日に

において有する土地、建物等の不動産に関する事項、預金、有価証券、自動車、船舶、航空機及び美術工芸品、ゴルフ場の利用に関する権利、貸付金、借入金についての報告を行うことを規定いたしております。また第2項におきましては、報告書の作成以後に新たに取得した資産につきましては、12月31日時点で、有するものについて、資産等補充報告書を作成しなければならない旨を定めております。

続いて第3条におきましては、所得等報告書の作成について規定しておりまして、毎年前年分の所得及び贈与により取得した財産で、所得税及び贈与税が課税される場合について、所得においては金額、贈与については課税価格を作成することとしております。

次に、第4条では、関連会社等報告書の作成について規定しておりまして、毎年4月1日において報酬を得て、会社その他の法人の役員、顧問、その他の職についている場合に、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を作成することとしたいといたしております。

第5条では、第2条から第4条までに規定しております資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書、関連会社等報告書について、作成すべき期間の末日から起算して5年を経過する日まで保存するとともに、閲覧に供する旨を定めております。

第6条では資産公開に関し必要な事項について規則で定めることといたしております。

最後に、附則でございますが、本条例は、平成28年4月1日からの施行とすること、また、第2項におきまして、28年度分の資産等報告書の作成に係ります事項を特例として定めたものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第29号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

提案理由について、現在の政治倫理条例が12月議会で改定されて3月末をもって失効するのでと、資産報告について空白をつくらないために、国の法律に基づいて本条例案を出したということなんですけれども、もともと平成19年に、現在の政治倫理条例は策定されたんですね。これは国の法律に基づいてつくられたのかどうか、お尋ねします。

○委員長

答弁できますか。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:05

再 開 13:05

委員会を再開します。

○人事課長

この政倫条例につきましては、旧飯塚市におきまして、昭和61年に政倫条例が制定をされていた経緯がございます。これが、合併の際、それぞれの市町で違うということがありましたことから、一旦これが廃止をされております。廃止をされたのちに、平成19年度に改めてまた議会のほうで協議がなされ、昨年12月までありました飯塚市政治倫理条例ができていたというふうに理解をいたしております。

○川上委員

答弁ができないということですかね。私はね、国の法律、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律と、あなたが説明しているでしょう。平成19年のときに、この法律に基づいてこの条例、市の政倫条例をつくったのかというふうに尋ねたわけですよ。

○人事課長

そのときの政治倫理条例につきましては、この国の法律に基づいて作成されたものではないというふうに理解いたしております。

○川上委員

19年の政倫条例策定は、この国会議員の資産等の云々の法律に基づいていないということですね。どうして基づかなかったんですか。

○人事課長

19年にできた政治倫理条例につきましては、当然法律に基づいたものではございませんが、その政治倫理条例の中に市長等の資産報告が含まれておりましたことから、その段階においては、資産報告については、それで補っていたということだというふうに理解しております。

○川上委員

19年の折りに、議員を対象にした政倫条例とですね、この市長を対象にした国の法律に基づくその条例と、2本立てにすることができたわけでしょう、理屈上は。なぜ、分けずに従来の市の政治倫理条例のとおりにしたのかということが問われると思うんですよ。なぜ1本にしたのか、なぜ分けなかったのか、その辺は何故ですか。

○人事課長

合併当初、政治倫理条例が一旦なくなったときには、この国の法律に基づいた市長に関しては資産報告の公開の条例を制定していたものでございます。その後、平成19年、いま委員言われますとおり政治倫理条例が議会で議員提案のほうで出された折に、その中に資産報告等に関する事項が含まれていたことから、そのときに18年につくった資産等の公開に関する市長の部分については廃止をしたという経緯がございます。

○川上委員

経緯はそうでしょう。ところがね、この政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律、今条例提出の根拠としている法律はいつできたかということ、平成4年と書いていますでしょう。だから、平成19年に現在の政倫条例をつくるときには、つまり市長、3役、議員を一括して、対象にして出したときにはですね、この法律は既にあった訳でしょう。だから、選択肢としては、市長は別枠にして、今あなた方が出そうとしているこの条例を19年のときにつくることはできなかったはずなんですよ。どうしてそうしなかったのかと聞いたわけです。

○人事課長

先ほど少し説明させていただきましたけれども、18年の合併のときに、1度この条例をつくっております。そのときには、当然、市長等の資産公開に関する部分が政治倫理条例というものがございませんでしたので、なかったために、そこをつくっていたということでございます。そして、改めて平成19年に飯塚市の政治倫理条例が制定された際において、市長等も含めたところでの資産報告の部分がその政治倫理条例の中に組み込まれており、またその資産報告の内容につきましては、今回提案申し上げている内容等、様式等では変わりますけれども、中身については同様のものでございましたので、その段階において政治倫理条例ができた、本市の政治倫理条例ができた段階において市長の資産公開について廃止をしたというところでございます。

○川上委員

質問の趣旨、質問の仕方が悪いですかね。総務部長答弁してもらってもいいんだけど。もう1回言いますよ。飯塚市が19年に制定した政倫条例に、市長、3役、議員、一括で対象にしたものにしたわけでしょう。ところが、そのときには、既にここであなた方が紹介している法律というのは、平成4年からずっとあるわけで、だから一括にしなくて、19年の段階で、言わば、きょう本議会に提出している、この市長だけを対象にしたものが出せたはずなんですよ。それをしないで、一括と言うか、議員と横並びでね、3役も含めて、対象にした政倫条例を出したのはなぜかということを知っているわけです。

○総務部長

人事課長の言いましたとおり、政治倫理条例につきましては、議員提案でなされております。

その議員提案のときに含まれていた分と意味ですかね。議員提案でされましたので、そのときの副市長以下が含まれていたということについてのいきさつはちょっとよく私も存知あげませんが、今回の条例につきましては、国の法律に規定されている市長の分についてはですね、空白期間を設けることはできませんので、今回は市長の分だけの資産報告の条例を出させていたのだということでございます。

○川上委員

気を付けて答弁したほうがいいですよ。今の答弁のとおりならね、市長は元々このレベルの資産報告だけを出したかったんだけど、議員提案で市長以下包み込まれてね、出されてしまったと。その経過については知らない。市長は同意していなかったとも聞こえる答弁なんですかね。そうなんですか。

○総務部長

そこまで曲解されて答弁をとられても、私も困りますけど。政治倫理条例の中に含まれておりましたので、国の法律はカバーしてあったということで理解しております。

○川上委員

市長、わかるでしょう。この条例は、19年のときに出すことができたわけです。なぜ19年に出さなかったのかと、別の質問をすれば。なぜ出さなかったんですかということなんです。

○総務部長

19年に出された条例の中に、国の法律をカバーする規定があったということでございます。

○川上委員

そうでしょう。国の法律の規定をカバーする内容があったと言ったでしょう。要するに、国の法律のレベルのほうがはるかに低かったわけ。飯塚市の政倫条例のほうが、今は点数がものすごく悪いけれども、この国の法律の範囲よりはレベルは高かったわけですよ。だから総務部長が言ったようにカバーしたわけですよ。あなた方がとって変わらせようとしている、飯塚市の現行3月31日までの条例の目的を改めて読んでみると、この実効性のことを別にすれば、この国の法律なんかと比べられないくらい格調高いですよ。格調というのはどうかと思いますけれど。決意がこもっていますよ。こう書いていますよ。「この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長(以下「市長等」という。)及び市議会議員(以下「議員」という。)が市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信任にこたえ、併せて市民も市政に対する正しい認識と自覚の下に清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」と書いているわけです。いいでしょう。それから、市長等及び議員の責務についても書いているんですよ。「市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。」19年に出す選択肢もあり、今回あなた方が提出した条例、第1条が重要でしょう。趣旨、何と書いてありますか。第1条、「この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成4年法律第100号)第7項の規定に基づき、飯塚市長(以下、「市長」という。)の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。」と、もう穴があったらいけないから、とりあえずこれで塞ごうというレベルですよ。全国的にはさまざまな指摘もある飯塚市の政治倫理条例だけれども、これと比べて、市長どうですか、今回市長が提出している市長の資産報告に公開に関する条例、3月までは有効性を持っている政治倫理条例の第1条とこちらの第1条を比べて、市長どう思われますか。

○総務部長

政治倫理条例とですね、今回の資産等の公開に関する条例と比較するのはいかがかと思いま

す。提案理由で申し上げましたように、政治倫理条例で市長の資産の報告がなくなりましたので、国の法律をカバーするために今回条例を出したもので、政治倫理条例とは性質を異にするものというふうに考えております。

○委員長

市長いいですか。市長。

○市長

いま質問者のお話の内容を聞きますと、飯塚市の資産条例等に関する内容のほうが非常に国がつくったものよりもすばらしいと、だから国のほうに従わなくて、飯塚市のほうでつくったものを、それを生かしてというような意味というふうにとらえたわけです。そういうことで捉えているんですけども、そういう意味なんですかね。どうですかね。その点に関しては、私の今回の内容等に関しては質問もあったということで、あとで一応資産公開をすると、中身に対する文言とか、また精神とか、そういうものに対して、また決めないといけないと、今のご質問があったと思いますので、その辺はまた改めてさせていただきたいと思いますので、とりあえず出さなきゃならないということで、資産公開をしたいと思っております。

○川上委員

総務部長は、政倫条例と資産報告は性質を別にするると答弁しました。そして市長は、改めて出すとか、それからとりあえず出すというふうに言われましたね。現在の政倫条例には、政治倫理審査会という規定があります。資産報告に基づいて、その他の役割もあるんですけども、毎年意見書を市長に提出しています。昨年8月10日付の意見書があるわけですけども、要点としては、どういう内容のものでしょうか、お尋ねします。

○人事課長

いま申されましたのは、平成27年の資産報告に対します政治倫理審査会で審査をいたしました結果を、審査会から市長あてに意見書を出したものでございます。この部分につきましては、市長以下3役プラス市会議員をあわせまして、全体で32名の資産報告の審査を行い、その審議をしたものでございます。審査の経過につきましては、6月15日から4回にわたり審査会を開催いたしまして、それぞれの資産報告についての前年度との比較等々をいたしながら、それぞれの疑義につきましては、報告者に対しまして口頭によるお尋ね等をいたしながら、その資産報告をまとめたところでございます。最終的には、5点について意見を述べられたところでございます。

○川上委員

あなたが読まなかったところを示していただきたいと思います。

○人事課長

その5点の意見につきましてご紹介させていただきます。まず1点目としましては、審査上の疑問点を明確にするため、資産報告義務者の配偶者及び同居の親族若しくは地位及び肩書欄に記載の企業その他の団体など一定の密接な関係にある法人等からも必要に応じ、審査会から直接資料等の提出を求めることができるよう措置を講ずること。2点目といたしまして、審査会の委員構成については、議会選出委員を含めるか否かについては、「除外」・「減員」・「審査への関与のあり方を変更する」ことを含めて、総合的に再検討すること。3点目といたしまして、行政運営の公正性と事務執行の適正を確保するため、配偶者等の市との請負契約等に関する遵守事項について明確化すること。4点目といたしまして、報告義務者の年間経費や全体資産状況を判断するため、一定以上保有する現金について、資産報告書に記載する方向で検討すること。5点目といたしまして、審査会の提言について、議会においてなされた議論の経過を次年度の審査会に書面にてその概要を報告することが最終的な意見の内容でございました。

○川上委員

これが8月10日に市長に提出されたわけですが、市長はこの意見書、とりわけ5点についてどのような感想を持たれたか、お尋ねします。

○市長

細かくはいま言われる中でわかったわけですが、資産公開等に関してですね、こういう持っていき方というのはおかしいかもわからないけれど、自分に不正とか、そういう意識がなかったときに、資産公開条例というのが飯塚市にあった。また、国の法律の中で私の立場があった。じゃあ、それに踏襲していけばいいじゃないかということで、その辺に対して細かく、この分に関して、俺は嫌だから資産を公開しないと、そういうことじゃなくて、そういうしなくてはならないという立場にあったものは、ましてや国が、また市がつくったものであるなら、それに従おうということですから、細かいことに対して、どうじゃこうじゃということは、私は意識としては持っていませんでした。ただ、やらなければならない。じゃあ、やりましょうということでございます。それと、いま質問者が言われているように、内容等に関して、国がつくったものよりも飯塚市がつくったものがすばらしいじゃないかと言われているんだと思うんですね、中身の問題に関して。それだったら今回の私の資産条例は、公開はやめて、そしてでき上がるまで待って下さいと言われているわけですかね。そこまでは言っていないの。

○川上委員

市長が手を挙げられるので、条例の質疑になってきたなというふうに思います。私が市長に感想を聞いたのはですね、この5点というのは、現在の政治倫理条例を強化してもらいたいという趣旨なんです。あるいは審査の過程を強化してほしいと。とりわけ、第1項は資産報告義務者の配偶者及び同居の親族もしくはというところは、旧穂波の政治倫理条例にはあったけれども、飯塚にはなかった。合併したら、ザルの目が大きいほうに変えられたわけです。

18年から19年にかけて時間がありました。目の粗いほうにやったわけです。それで、何年か経過していく中で、市長が任命した政治倫理審査会のメンバーが、審査をしていって、ここはこのように変えるべきだということを市長に意見を述べたわけです。これを繰り返し述べているわけです。だから私は、先ほど1条と2条を読んで、国のレベルとは違うということを言いましたけれど、もっともっとレベルアップを図らないといけない。そういうことを要求されたわけです。この意見書を出した政治倫理審査会委員、会長はどなたですか。

○人事課長

井上道夫氏でございます。

○川上委員

この方は市の顧問弁護士ですね。それから9人のうち3人は市議会議員ですね。3人誰ですか。

○人事課長

このときの議員の委員といたしましては、永末議員、それから守光議員、それから森山議員の3人でございます。

○川上委員

ということですね、この意見書の内容というのを最大限尊重する必要があったんじゃないですか。市の顧問弁護士でもあるんですよ。でもあると言いましょ。それから9人のうち3人が議員だと。全員この意見書提出に、条例を強化する意見書に署名しているんですよ、この議員3人は。議会を代表してのメンバーですよ。この意見書は、とりわけこの5点については最大限尊重されるべきではなかったかと思えますけど、どうですか。

○総務部長

レベルアップとその意見を尊重するというご意見はあろうかと思いますが、それは今回出しております条例と、また別個にして考えるべき問題ではなかろうかというふうに思います。私

どもの今回の条例の提出は、何度も繰り返すようですが、市長の資産公開の分が空白になりますので、それを埋めるための条例の提案でございますので、委員の言われるレベルアップなりの問題は、また別のところで論議すべきものというふうに思います。

○川上委員

市長、いま総務部長の答弁を聞かれたと思いますけど、今の答弁は、市長の政治倫理条例を提出するというふうに聞こえますけど、そういうことですか。

○総務部長

そこまでは申しておりません。

○川上委員

しかし、総務部長は、先ほどから「これと政治倫理条例は別のもので」と言われた。そして今は、その後、市長は「とりあえず」と言われた。「改めて」とも言われた。総務部長は、「空白を埋めるためのもの」と言われた。グレードアップするものとはね、「レベルアップするものとは別のもので」と言われた。そしたらこれとは別のもので出す用意があるのかと質問するのは普通じゃないですか。

○総務部長

代表質問の中でもお答えさせていただいたというふうに思いますが、今後のことについては、いろいろ抗議文をいただいたりとか、いろんなご意見があるということを知っております。今後については、どうするかということは、何も今のところは決めておりませんが、考えていく必要があるというふうにお答えをさせていただいたところです。今も同じ考えでございます。

○川上委員

12月に、突然とは言えね、12月18日に廃止になったわけでしょう。それでね、どれぐらい時間がありましたか。この国のレベルのものをつくる余裕、時間があるんだったら、8月10日の政治倫理審査会の意見書を踏まえた内容で、政治倫理条例、市長を対象にしてね、つくることができたんじゃないですか。だから、別物と言うけれども、実はあなた方は、新塚市のこれまで大事にしてきていた政治倫理条例を拒否したんじゃないですか。こちらにしましょうと。こちらは、あっ、こちらでは会議録ではわからないね。国のレベルの資産報告のレベルに置いておこうと。飯塚市の現行の政治倫理条例に基づく資産報告は嫌だと。拒否をしたのではないんですか。その判断があなた方にあったんじゃないですか。

○総務部長

申しわけありませんが、繰り返しの答弁になって恐縮ですが、私どもの今回の条例提出、条例を提案させていただいた理由といたしましては、国の政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律、この第7条の規定にあわせて、空白期間のないように、この条例を提案させていただいたものでございますので、委員の言われるような気持ちではありません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:35

再 開 13:37

委員会を再開します。

○川上委員

私はね、可能性の位置としては、皆さんがこの政治倫理だとか、清潔で透明な市政運営とかについて無頓着であるという可能性がある。それどころか、従来の政治倫理条例を嫌って、あえて国のこれを選んだという問題すらある。なぜそういうことを言うかということ、理念条項も先ほど言ったとおりで、もう役に立たないですよ、29号は。内容においても、市長、これ出しっ放しなんです。出しっ放し、見てください。誰も審査しないんですよ。審査されたほうがいいでしょう、公職にある者としては。決定的に違うのは理念、それから審査がないとい

うところなんですよ。これをね、わかって出しているわけ。だから無頓着であるか、あえて理念、それから審査、しかも審査会が要求した内容を無視、議会が廃止したからというので、便乗とか言われたら困るでしょう。そしたら6月とか言わないで、今議会中に追加提案すべきですよ、しっかりしたものを。そのときは、そう思われていると思いますけど、副市長、教育長、上下水道事業管理者、一緒にするべきじゃないんですか。そう思われませんか。

○総務部長

申し訳ないんですけど、無頓着とか、そういうことではないと思います。あくまでも、繰り返しになりますが、市長の資産報告については、空白期間を設けることができないため、この条例を出させていただきましたので、そういった他意はございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○市長

いま総務部長のほうから答弁がありましたように、すぐにその中身を変えてというような形がなかなか私は難しいんじゃないかなろうかと。難しいんじゃないかなろうかというのは、期限的なものとか、また委員会とか、それこそ議会とかいう流れの中で処理していくときには、私は日にちが足りないのんじゃないかなろうかと思ったり、また、いま言われるような問題がたくさん、また、それだけで済むのか、逆にまたたくさん出てくるのかとかね、いろいろそんなことを考えるときに、まず私は今までのものに踏襲して、私だけは先にやっておこうと、中に関して、それは、いま質問者が言われるような問題がたくさん出てくれば、それはそこでまた話をしていけばいいわけですから、まずはこの議案を通していただきたいというのが、今の部長の答弁だと思いますので、部長の答弁のとおりになりたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「議案第29号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例」について、反対の立場から討論をします。

空白を埋めるというようなレベルで、本市の政治倫理や清潔で透明な市政運営についてね、語られるべきではないと思います。こうした議案が出るのはですね、そういうつもりは毛頭ないみたいなことを言っていましたけど、やはりこの問題について無頓着なんですよ。あるいは、嫌がっているわけ。今度の一般会計予算は700億円を超える。それからそれを含めて、3会計で1200億円を超えるんですよ。そして新庁舎建設128億円、利子を入れると。128億7000万円と。学校でも何でもね、数十億円規模の公共事業が出るんですよ。過去最大なんですよ。この審議をやっているときに、事実上政治倫理条例がない、既に。この姿をね、市民に今メッセージを送っているわけですよ。毎日ね、市民の間で信用失墜が起こっているわけですよ。これどうやって回復するんですか。ですから、この程度のもので空白を埋めるんじゃないかって、もっと立派なもので空白を埋めることができたはずだし、まだ今からでもできるということを強調して、詳しくは本会議で述べますけども、反対討論とします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○奥山委員

公明党の奥山亮一でございます。「議案第29号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例」について、賛成の立場で討論いたします。

昨年12月の定例会にて、賛成多数で可決された飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例

に対し、公明党は反対の立場をとっており、このたびの市長の資産等の公開については当然と考えております。ただ、今回提案された議案は、市長のみが資産等の公開を行うとなっており、特別職である副市長、上下水道事業管理者、教育長においては、資産等の公開の対象となっておりません。これは、市長等と議員の資産等の公開の廃止に反対の立場から申し上げますと、すぐにでもやってほしいというところがございますけれども、先ほどもご答弁いただきましたように、空白の期間を埋めていく必要がある、また、今後、内容等について考えていく必要があるというふうに言われておりますので、本議案の飯塚市長資産等の公開に関する条例については、賛成といたします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第29号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第31号 飯塚市職員の退職管理に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第31号 飯塚市職員の退職管理に関する条例」につきまして補足説明をいたします。

議案書の27ページをお願いいたします。本条例は、地方公務員法の一部改正に伴いまして、再就職者による依頼等の規制及び飯塚市職員の退職管理の適正を確保するため本案を提出するものでございます。

条例内容の説明に先立ちまして、まず、今回の地方公務員法の改正の主な内容につきましてご説明いたします。今回、退職管理の適正を確保するための措置といたしまして、主に次の2点について定められております。

まず1点目といたしましては、法第38条の2関係でございますが、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職員への働きかけを禁止するという「再就職による依頼等の規制」に関してでございます。この規制の具体的な内容につきましては、元職員は、在職していた地方公共団体と再就職先との間の契約又は処分であって、離職前5年間の職務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に要求・依頼することが禁止されております。またこれに加えまして、地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長、本市におきましては部長職に相当いたしますけれども、これにつきましては、離職前5年より前にその職についていたときの職務に関しても規制されております。またさらに、国の部課長級相当職に就いていた者についても、条例で定めるところにより、直近下位の内部組織の長と同様に、離職前5年より前にその職についていたときの職務に関して規制することができるというのが、主な内容でございます。また、これにつきましては、違反した場合の罰則の規定も新たに定められております。

2点目といたしましては、「地方公共団体の講じる措置」これは法第38条の6関係でございますけれども、これについて定めがございます。具体的な内容につきましては「再就職情報の届出」に関する事項が規定されておまして、条例で対象者や届出の義務付け期間等を定めることにより、再就職した元職員に再就職情報の届出をさせることができるという内容でございます。

以上が、今回の地方公務員法の主な改正事項でございますが、ただいま説明した内容に基づきまして、条例で定める必要がある事項につきまして、今回条例化するものでございます。

条例の内容についてご説明いたします。まず第1条では「趣旨」について定めております。第2条では、「再就職者による依頼等の規制」について定めております。先ほど説明しました法の規定の内、条例で定める必要がある部分でございますが、国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるもの、本市においては、部次長職を考えておりますが、これにつきましては、離職した日の5年前よりその職についていたときの職務に関しても規制される事項を定めるものでございます。次に第3条では、「任命権者への届出」についてでございます。これも先ほどご説明いたしましたが、条例により規定する必要がある「再就職情報の届出」に関する事項を定めたもので、管理の地位にある職員の職として規則で定めるもの、本市においては、課長補佐職以上となりますが、これは、離職後2年間、日々雇い入れられた者となった場合やその他規則で定める場合を除き、規則で定める事項を任命権者に届け出なければならないということを規定するものでございます。

「その他規則で定める場合」とは再任用の職に就いた場合等のことを想定しておりまして、また「規則で定める事項」といたしましては、氏名や生年月日の他、再就職日や再就職先の名称・業務内容・地位等を考えているところでございます。

最後に付則でございますが、本条例の施行日を平成28年4月1日としているものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第31号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

地方公務員法の一部改正に伴いということですが、この地方公務員法一部改正は、なぜ行われたんですか。

○人事課長

これにつきましては、退職管理の適正を確保するためということで、改正されたものでございます。

○川上委員

禅問答みたいになってくるけど、それははっきりわかっているわけです。なぜそれを今しないといけなくなったのかということじゃないですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:52

再 開 14:00

委員会を再開します。

○人事課長

大変失礼いたしました。地方公共団体は、国家公務員法の退職管理に関する規定の趣旨等を勘案して、この退職管理の適正を図るために必要な措置を講じるというような規定がされておりますけれども、国におきましては、この再就職等の規制につきましては、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するため導入をされているものでございます。国において、この導入に至った経緯につきましてはまでは承知をいたしておりません。

○川上委員

2年前になりますか、PFI法というのをご存じだと思います。プライベート・フィナンサー・イニシアティブ、民間の資金を公的事业に活用するというので、日本ではうまくいっていません。それで、改定されるときにですね、国家公務員や地方公務員を退職派遣という仕組みで企業に送る、こういうことが大手を振ってできるようになるわけですね。2年前に。言わば、民間企業の営利活動に直接奉仕する制度が初めてつくられると。公務の公正性や信頼性を損な

いかねないということで、問題になったわけです。そういう流れも含まれた形でこれが出てきたんでしょうけど、4月1日施行ということになってはいますけど、もう少し間があるわけですが、これが施行された場合にですね、本市の関係では該当する方が、どれぐらいどこにおられるか、把握できますか。

○人事課長

基本的にこれにつきましては、本年度の退職者について適用されるということになりますので、本年度の退職者において、例えば、届け出に関しましても、先ほどで申しました課長補佐職以上のものを考えておりますけども、これについて届け出等をしていただくようなことを考えているところでございます。

○川上委員

4月1日なので、きょうは3月ですから、答弁がしにくかったと思うけれども、どれぐらいの方が今の段階で見れば該当すると思われませんか。

○人事課長

本年度の退職者で申しまして、先ほど申しました課長補佐以上ということになりますと、16名でございます。ただ、これにつきましては、例えば市の再任用職員という場合については、これはまだ職員でございますので、そこについては、この届け出等については除外されることになるかと思っております。

○川上委員

例えば、本会議の議案質疑でも述べたところですが、上下水道局は、長い間、平成17年から浄水場運転管理等について、一定期間の委託を出していますね、民間に。水道機工から始まって、今はデータベースですね。浄水場関係で起こりがちな汚泥の流出だとか、それから薬品の過剰投入とかが起こりがちなんですよ。飯塚の上下水道局で、そういうことが起こってないかとか考えるわけですよ。起こり得ることなんです。ここに仮に水道局の幹部が就職していた場合、どういうことになりますかね。第2条が、相当な倫理観を持っていないと実行できないんじゃないかと、心配するんですけど、どう思われますか。

○人事課長

この元職員による働きかけの規制でございますけども、これにつきましては、あくまでも例えば契約しろ、何にしろ、例えば、契約を有利にするように要求したり、依頼する。あるいは公になっていない情報を提供するように要求したり、依頼するというような趣旨の部分での規制になるかと思っております。一般的に、例えば委託業務を行ううえにおいて、その事業所に就職したことをもって規制されるというような趣旨ではございません。

○川上委員

今おっしゃったのは、契約等と書いておるんですけどもという説明と思うんですね。この契約等というのは、もう少し説明していただけますか。

○人事課長

ここで言う規制の契約等の事務と申しますのは、元職員が地位についている営利企業等との間で締結される売買、賃貸請負、その他の契約、あるいは処分に関する事務でございます。ただし、そういう事務がこの契約等の事務ではございますけれども、先ほど申しましたとおり、働きかけの規制となりますのは、先ほど言いましたように有利になるように要求、依頼する。あるいは公になっていない情報を提供するように要求、依頼する。そういったことが、そういう働きかけの規制として該当するわけでございますので、その事務を行うだけということで規制されるものではございません。

○川上委員

先ほど私は、国の法律によって初めて国家公務員や地方公務員が民間企業の営利企業に直接奉仕する制度がつくられたというふうに、そうなんですかと思われるかもしれませんが、

言い切って言ったんだけど、今の答弁からも、そういうものをこの条例でカバーできないというふうに思うんだけど、カバーできますか。

○人事課長

先ほどから申しておりますように、契約等の事務云々についての規制につきましては、例えば、そういう就職をしたところと市とが何らかの関係がある場合につきましては、そのものからこういった契約の内容の事務をするというようなものを届け出をさせるようなことを、これは規則で別途うたうようには考えております。そういったことで事務を行うということの部分については認められるわけでございますので、それがそれ以上に、例えば先ほどから何度も申しておりますとおり、有利になるような別途の働きかけとか、公になってない情報を要求されたりしたというようなときには、それについて規制をされますので、そういった場合については、その届け出されている事項以上のことが出てきた場合については、それについて規制をかけていくというような趣旨で考えております。

○川上委員

有利な働きかけをしてはならないというふうに言われるんだけど、そういう民間の不利益にならないように、振る舞うというのも有利な働きかけになると思うんですね。例えば、最近工事変更が多いけれど、工事変更はどういう理由ですかというのを聞かないといけないでしょう。なんで間に合わないんですかと。市のほうは私が悪かったとずっと言っているわけだけでも、その本当かというところ。もし相手側に昨年までの上司がいたらどう感じになりますか。一昨年までの上司がいたらどうということになりますか。さっき水道の話をしたけども、同じですよ。下水道も同じでしょう。こういう事故を起こしたけども、このくらいにしとこうということになるというのは、有利な働きかけじゃないんですか。どうですか、これは。

○人事課長

委員が言われているのは、逆に市のほうが働きかけるというような趣旨を言われているんですかね。市が業者に対して有利にしているというふうにおっしゃってある。あくまでもこの規制は、業者が、いわゆる再就職した側が、自分のところが有利なるよう、市の職員に対して働きかけを行うことについて規制を定めているものでございまして、当然そういったものに対して市の職員がその働きかけを受けたというようなことは、市の職員側が判断をして、それでもしそういうことがございましたが、届け出をしてもらおうというような趣旨になろうかと思っています。

○川上委員

市からではなくて、市のOBが委託業者のほうに行っているとするでしょう。そのときに、特別な有利な働きかけをしてくれよというふうにいるときは、プラス材料を要求するように聞こえるけども、不始末をしでかしたときに、仮に水道で言えば起こり得ることだけれども、汚泥の流出とか、薬品の過重投入とか、内密にしてくれと、分かりやすく言えば、これはどうなりますか。有利を求める働きかけになるのか、それとも不利を黙ってくれというだけだから、有利な働きかけにはならないということなのか、そういうことを聞いたんです。

○人事課長

これはちょっと最初でも説明しましたが、有利に契約をするように、あるいはしないようにというようなことも、少し最初にご説明させていただきましたけども、本当はしなくてはいけないことをしないようにしてくれというようなことを働きかけることにつきましても、当然規制の対象になろうかと思っています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第31号 飯塚市職員の退職管理に関する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、「議案第32号 飯塚市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第32号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の29ページをお願いいたします。地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、関係規定を整備するため本案を提出するものでございます。

30ページの新旧対照表をお願いいたします。附則第5条第1項の他の法令による給付との調整におきまして、「年金たる補償の額」の「傷病補償年金」及び第2項の「休業補償の額」の「障がい厚生年金等」に乗じる率を「0.86」から「0.88」に改正するものでございます。

附則でございますが、第1項で平成28年4月1日から適用する旨を、また第2項では、平成28年4月1日前に支給すべき事由が生じたものについては、従前の例によることを規定したものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第32号の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を有します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第32号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第34号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

議案第34号につきまして補足説明をいたします。議案書の34ページをお願いいたします。

本案につきましては、第二次行財政改革を実施する中、本市の経費縮減を図るため、現在実施しております、市長、副市長、上下水道事業管理者及び教育長の給与減額の期限を1年間延長し平成29年3月31日までとするものでございます。なお、給料の減額率は、現行同様に市長10%、副市長、上下水道事業管理者及び教育長は5%で変更はございません。

以上、簡単でございますが、議案第34号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第34号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第40号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第40号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例」について、補足の説明をいたします。議案書の61ページをお願いいたします。

本市では、空き家等が放置され、老朽危険家屋となることを防止することを目的といたしまして、「飯塚市空き家等の適正管理に関する条例を平成25年4月1日施行し、取り組みを行なってまいりました。

このような中、国におきまして「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立し、平成27年5月26日に全面施行されたことによりまして、空き家等に関する取り組みについて本条例と「空家等対策の推進に関する特別措置法」が重複することになりました。こうしたことから、今後はこの法律に基づき空き家等の対策を進めていきますことから、本条例を廃止するものでございます。

今回、法律では、近隣に危険や迷惑を及ぼす空き家を「特定空家等」と位置付け、市町村が所有者に対し、撤去や修繕等を指導・勧告・命令することができ、命令に従わない場合には行政代執行ができること、また、命令する相手がない場合につきましては、略式の代執行を行うことができるなどが規定されております。

本市の空き家条例との主な違いといたしましては、法律には、所有者の特定などのために固定資産税の課税情報を利用することができること、命令に違反した者に過料が科せられることなどが規定されており、条例による対応における課題が解消されることとなります。

そのほか、データベースの整備等や空き家等の活用のための対策を講ずることについて規定されたことなどが相違点としてあげられることとなります。

以上、簡単ですが、議案第40号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第40号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第43号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第43号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、補足の説明をいたします。議案書の68ページをお願いいたします。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が平成28年2月24日に公布されまして、平成28年4月1日に施行されることに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものでございます。

改正の内容でございますが、議案書69ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。当該条例の附則第5条、「他の法律による給付との調整」においては、年金たる損害補償及び休業補償について、当該損害補償の受給権者が、同一の事由により、厚生年金保険法等他の法律による年金たる給付が支給される場合には調整を行うことを規定しております。今回、厚生年金保険法による障害厚生年金等が支給される場合に、傷病補償年金、休業補償の額に乗じる調整率について改定を行うものでありまして、附則第5条第2項の表1の中「0.86」を「0.88」に改め、同表の2の中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改めるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第43号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第43号 飯塚市消防隊員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第44号 変更契約の締結（飯塚市新庁舎建設工事）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○契約課長

「議案第44号 変更契約の締結（飯塚市新庁舎建設工事）」について補足説明いたします。議案書の70ページをお願いいたします。飯塚市新庁舎建設工事につきましては、平成27年2月23日提出の議案第53号が原案どおり可決され、大林・鈴木・中村特定建設工事共同企業体と契約し、平成27年9月3日提出の議案第118号により変更契約しておりましたが、工事内容の一部変更、杭打ち工事の完了に伴い契約金額を今回変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものであります。

飯塚市新庁舎建設工事につきましては、現契約金額46億8768万4920円から713万1240円減額し、契約金額46億8055万3680円とするものでございます。

議案書71ページの工事請負変更議案資料をお願いいたします。1の工事名から3の受注者までにつきましては、省略をさせていただきます。4の変更概要につきましてはご説明いたします。契約金額の変更といたしましては、工事内容の一部変更、杭工事の完了に伴い713万1240円の減額となっております。また、工事内容の変更につきましては、杭工事の完了に伴う変更となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第44号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

減額補正ということですが、71ページに杭工事の変更ということで5本書いてありますけれども、次の72ページには、この5本を含めて、7本の工事について記述があります。この内容について、ゼロのところはなぜだろうかというのは、答えにくいかもしれませんが、工事変更の意味を教えてくださいと思います。

○建築課長

変更の意味でございますが、72ページの資料に書いておりますけれども、実線で建物の外壁ラインを書いて、その内側に丸印を記入しております。これが、杭の位置等を示すものですけれども、資料右側中央に、凡例を示しておりますけれども、丸印近くに81と番号を記入しております。これが、杭の番号を記入しております。また番号の横にSとHとZの記号を記入しております。Sは先行掘削工事を示しており、Hはホットロックによる岩削孔工事、Zは全回転オールケーシング工法の削孔工事をあらわしております。記号の横に、括弧書きで設計数量との増減の数値を記入しております。この杭番号を81番でちょっと説明させていただきますと、この場所はSと書いているところ、先行掘削工事で設計より2メートル37センチ掘れなかったと。それがマイナス2.37メートルという数値を示しております。そしてHのホットロックの岩削孔は設計よりも、2メートル37センチ多く掘って、2.37という数値を記入しております。また掘った穴がどうしてもまっすぐ掘れなくて、やむを得ず、Zという、全回転オールケーシング削孔工事を行ったために、Zの表記をしております。結局、当初先行掘削で掘れたところと、それから、その分、掘れた分、ホットロックが減少したと。そしてこの掘削工事において、どうしてもまっすぐ掘れないところについては、全回転のオールケーシング工法によって掘ったため、増になったということでございます。

○川上委員

この杭打ち基礎工事については、前回工事変更に伴う変更契約締結について審査したんですけれども、今回の、例えば先行掘削工事、変更前2100が変更後2118と書いてあります。この数字は、市はどのように確認するのでしょうか。

○建築課長

この確認については、市職員と、それから設計コンサルと現場立ち会いをいたして、写真とか、また杭打機に装備している管理装置があるんですけれども、そのデータが掘削するときに出てまいりますので、その確認をして、集計をいたしたものでございます。

○川上委員

ちょっとわかりませんね。どういうふうにこの2118というのを確認するんですか。違う言い方すれば、市が。

○建築課長

掘削機械に、掘削深さとか、電流値とか、そういったものが表記されます。最終的にその中にデータが全部蓄積されるんですけれども、そのデータを見て、長さ等の確認をしております。また、このデータは、これちょっとメーカーに確認したんですけれども、改ざんできるようなものではございませんので、そのデータは、集計されたデータを信用しているところでございます。

○川上委員

先に言われましたけど、その改ざんできるようなものでないというのは、そのところを聞かせてください。

○建築課長

庁舎の掘削工事に使用された機器は、三和機材株式会社というメーカーでございました。こ

ここに今いろいろ杭の改ざん問題があって、我々も問い合わせをいたしまして、そこのメーカーから回答をいただきました。そのメーカーは専用ソフトで保護されておるので、よほどの専門家でない限り、その修正、編集、またそういったことは不可能であるというふうな回答をいただきました。私たちもそのモニターがあるんですけども、モニターに掘削長さとか、そういったものが出てきますので、それを見ながら最終的に出てくるデータを全部集計しまして、変更の確認をいたしました。

○川上委員

そうすると2番目の1080本が564本だとか、720本が658本、2番と3番ですね。名前を勝手に付けていますけど、これはどうやって確認しましたか。

○建築課長

これは使用したビットを全部現場で並べて、それを写真に撮らせました。その記録を全部、私たちが写真から数量を確認しております。

○川上委員

写真は誰が撮ったんですか、市が現場で写真を撮るときにおったわけですか。それとも写真だけもらって、数えたんですか。

○建築課長

写真だけ撮ってもらったものを確認いたしました。

○川上委員

どうしてそんなことをするんでしょうね。4番の88メートルが70メートル、これはどうやって確認しましたか。

○建築課長

これは現場に、先ほど申しましたように市の職員とそれから設計事務所が立ち合いまして、実際の長さを確認いたしました。

○川上委員

この5番は3カ所、11カ所、現場で、目視で確認しましたか。

○建築課長

これは現場で確認しております。

○川上委員

そうするとね、あれだけのことが全国的に問題になって、この新庁舎の基礎工事についてこれだけ問題になっているわけですから、失敗がないようにと、安全にという側面と、その不必要な支出がないようにと考えられたと思うんだけど、現場で確認していないのがあるわけですね。564本と658本、これなぜ現場で確認しなかったんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:37

再 開 14:37

委員会を再開します。

○建築課長

このビットというのは、アースオーガーのカッター先端につける爪のようなもので、大きさ、このくらいのもなんですけども、これで岩に引っ掛けて、より掘削しやすいようなもので、これは結構、損耗します、すぐに。常時、私たちが現場について、その損耗状況を見るということは、ちょっとなかなかできません。全く見ていないということではございません。損耗度合いを見て、それは現場で、そのビットの交換をするというような作業をしますが、この五百数十本すべてを我々がこれは数えてはおりません。

○川上委員

だから、なぜ現場で確認しないのかということを知りたいわけですね。それが不可能なんです
か、現場で確認することが。

○都市建設部長

先ほど申しましたビットは間もなく持ってくると思いますが、杭を1本打つ間に、その日の
うちに何本かは摩れてまいります。いま委員が言われるようにずっと現場に常駐して管理をし
ておけばそれも可能だと思いますが、当然、現地で確認している部分も当然でございます。先ほ
ど申しましたビットは損耗を取り替えますので、損耗した部分をずっと並べて管理をしたと。
それを最終的に写真で確認して、個数を数えて確認したということでございますので、ちょっ
とあとでビットのやつを見ていただければ、わかるのかなというふうには思っております。

○川上委員

現場で確認ができないという説明はないですね。できますか、現場でできないんだというこ
とを教えてくださいよ、そしたら。

○都市建設部長

先ほど申しましたとおり、現場で数十日間ビットの作業が入っておりますので、その部分に
ついては現場で常駐はしておりませんので、定期的な検査、現地確認の中ではしておりますけ
ども、全ての個数について現地では確認をしておりません。それと、なおかつ管理業務を委託
しておりますので、それとあわせて施工管理をしているという状況でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第44号 変更契約の締結」ですけれど、新庁舎建設に係る基礎工事です。まず、基
礎工事ですから、100%以上の能力で工事がきちんとやられなければ、そこで働く市職員、
そこに来る住民の皆さん、それから通行の方もあるかもしれません。その命に直接係わること
なんですよね。それで、全国的にこうした問題が問われているときにね、やっぱり目を離すと
いうことがあるのかと。目を離してね、これだけの工事ができた、できていないということで
本当にいいのかね。そして予算上の都合から言ってもですね、一般にはもっと減額できたの
ではないのかと、それをこの程度にとどめていないかというふうに、そういう角度でものを見る
わけですよ。そうではないと、これが正しい数字なんだということを、根拠をきちんと示し
きれなければ、この予算の計上ができないと私は思うんですよ。したがって反対です。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第44号 変更契約の締結（飯塚市新庁舎建設工事）」について、
原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第51号 飯塚市過疎地域自立促進計画を定めること」を議題といたします。執行部
の補足説明並びにさきの本会議における審査要望に対する答弁を求めます。

○総合政策課長

議案第51号につきまして補足説明をいたします。議案書85ページ及び別冊の「飯塚市過
疎地域自立促進計画(筑穂地域)」をお願いいたします。

「自立促進計画」につきましては、「過疎地域自立促進特別措置法」第2条の規定に基づき、合併前から「筑穂地域」が、過疎地域に指定されまして、合併後におきましても、同法第33条第2項のみなし規定の適用により、現在、平成22年度から平成27年度までの計画を策定いたしております。

このたび、平成24年、同法の一部改正により、適用期間が5年間延長されましたことから、同法第6条第1項の規定に基づきまして、引き続き、「飯塚市過疎地域自立促進計画」を定めることについて、市議会の議決をお願いするものでございます。

今回の計画内容につきましては、同法によりまして、市町村は福岡県において策定されます「自立促進方針」に基づき、県との協議を行うこととされておりました。基本的には、計画的、総合的な事業遂行や、継続性の確保から、前計画を引き継ぐものであります。しかしながら、所管部署による事業の精査、地元自治会や市民意見の募集によりまして、事業の追加や見直しを行っているものでございます。

なお、本計画に記載の事業で、過疎対策事業債の起債許可を受けますと、事業に対しまして充当率が100%、今年度の元利償還金の70%が交付税措置されることとなっております。

今回の計画期間は、5年間の延長に基づきまして平成28年4月1日から平成33年3月31日まで、32年度までの5年間といたしております。

それでは、別冊の計画書の表紙を1枚めくっていただきまして、目次をご覧いただきたいと思っております。この計画書の構成につきましては、先ほど申し上げました県との協議、あるいは総務省自治行政局の過疎対策室通知等に議により編成いたしております。

まず、1ページから12ページにかけて「1. 基本的な事項」として、本市の概況など7項目について記載しております。13ページからは、計画の施策区分に従いまして「産業の振興」、17ページからは「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」、続いて23ページから「生活環境の整備」など、順次、43ページからの「その他地域の自立促進に関し必要な事項」まで、それぞれの区分毎に「現況と問題点」、「その対策」、「計画」の3つの構成となっております。詳細につきましては、別冊、計画書をご覧いただきまして、今回は、主な新たな事業などについて、その概要のみご説明させていただきたいと思っております。

今回の計画では、計画書の4ページ、5ページ、11ページをご覧いただきますと、昨年策定いたしました、地方創生に係る「総合戦略」や「人口ビジョン」での人口や高齢化率の将来推計等について記載させていただいております。

次に、各施策のところになりますけれども、13ページからの「産業の振興」では、地域商業機能を補完するための地域公共交通の充実を図る必要があるという形での記載を追加させていただいております。この件につきましては、市民アンケート、地元自治会東都の意見もございまして、このような表示をさせていただくとともに「地域公共交通の充実」や「買い物弱者対策の推進」を記載して、新規事業として計上しているところでございます。

次に、17ページからの「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」についてでございますけれども、審査要望のございましたICTの活用に関しまして、現状と課題及びその対策について、表記を改めております。

次に、23ページからの「生活環境の整備」では、下水道処理施設、消防施設などに関しまして、農業集落排水処理施設やポンプ整備の新規事業を計上しております。

29ページからの「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」では、新規事業として地域包括支援センター運営などを新規に加えております。

34ページからの「教育の振興」では、小学校の大規模改造工事や小中学校ICT活用支援事業を新規事業として37ページ以下の計画欄に計上しております。

今回の「自立促進計画」では、計画事業件数を147件計上しております。新規事業として計上したものが20件ございます。その中で過疎債許可事業として継続している事業も計上

しておりまして、その事業が11件となっております。

以上、簡単ではございますが、議案の補足説明を終わります。

続きまして、3月3日の本会議におきまして、24番議員から審査要望のございました、3点につきましてご答弁いたします。

まず第1点目でございますが、「自立促進計画」の「3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」に記載しております「ICTを活用した地域活性化」に関しまして、「筑穂地域での現在の整備状況について」要望があつてございます。「筑穂地域」での光ネットサービスの提供範囲といたしましては、通信事業者などへの情報収集によりますと、利用可能な範囲を人口ベースで推計いたしますと、本年1月末、住民基本台帳での筑穂地域の人口が1万299人に対しまして、単純に光ネットサービスが届くであろうという住所区分で合計いたしましたので、推計という形にはなりますが、8734人となっております。光回線が現実に利用可能であるかどうかということにつきましては、個別の条件により異なるものと思われまして、実態調査によるものではございませんが、人口の約7割から8割程度が利用可能ではないかと推察しているところでございます。

次に、2点目、「過疎地域での実証実験」についてでございます。光回線の整備につきましては、この「自立促進計画」に記載しておりますとおり、地域産業の活性化において求められるものであり、基本的には、通信事業者による整備を考えております。徐々に整備が進んでおりますが、本市といたしましては、今後も事業者に対する要望活動を行っていく必要があると考えております。また、実情としまして、日々、携帯電話回線の能力が向上しておりまして、通信分野での企業間競争が激化しており、利用者増加のためさまざまな方法が提案されております。今後は情報を受ける側、すなわち市民の皆様の携帯電話や、スマートフォン、タブレットなどの保有状況など、利用可能な状況はどのようになっているのか、まずはそのような実態把握が必要であると考えております。

本市といたしましても、情報通信環境については、携帯電話回線を使ったメルマガ、スマートフォンアプリ、フェイスブック等についてのシステムとしての構築を全市的に考えているところでありますので、今後、最も効率的でより多くの市民の皆様が情報伝達できる仕組みを研究し、地域活性化へとつながる様な取り組みを行っていく中で、実証実験につきましても、その必要性等について研究してまいりたいと考えております。

最後に、3点目でございますが、「過疎地域の情報化促進としてICT戦略の具体的な構想について」でございます。現段階では、全市的なICT構想といったものはございません。しかしながら、繰り返しになりますけれども、携帯電話回線の通信速度の向上によりまして、スマートフォンの機能面では、インターネットによる情報検索など、何ら支障のない程、技術革新が進行いたしております。このような中で、過疎地域に限らず、ICT戦略をどのように進めていくかということ念頭に置きながら、地域情報化を考えることは必要であり、具体的構想についても検討していきたいとの考えであります。

以上で、審査要望に対する答弁を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○梶原委員

5カ年の延長ということで、新しく計画書ができたわけですが、ずっと旧筑穂の部分では、今ここに出ておりますが、継続でずっと上がってきておりますが、全然できないままに、できていない分が、またここに上がってきているわけですね。今後、また新規の部分と言いますけれども、ずっと前から、旧筑穂の時から上がってきている部分がですね、まだ残っているんじゃないかと、具体的に土木関係にしてもですね、道路関係にしても、実際に距離とかですね、そういったものは上がっておりますけれども、全然できていないのが現状ですね。ソフ

ト面の部分についてはですね、継続的にずっと夏祭りの助成金とか、いろんな形でですね、継続して上がっておりますけれども、本当にその5カ年計画でですね、これが実施できるのかですね、見通しはどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○委員長

総合政策課長

○総合政策課長

ただいま委員ご指摘のとおり、すでに継続事業で、過疎債を活用しながら、事業を実施している部分もございます。参考で申し上げますと、10ページのほうに過疎対策事業費ということで、記載をさせていただいておりますけれども、年によって若干上限ございますが、大体1億強の事業費の中で、国の過疎債の枠もございます。そういった中で、市といたしまして要望をさせていただいております。したがって、なかなか急に大きくふやすということは、過疎債の状況からとしましても、非常に厳しいところもあろうかと思っておりますけれども、その辺については要望しながらですね、その枠の確保には努めてまいりたいと思っております。その中で具体的にどの事業が着手可能かということでございますけれども、こちらにつきましては、28年度当初予算に計上している事業等々も当然ございますので、そういった中で着手させていただきたいと思っておりますが、具体的にこの事業ということでのお示しはできない状況でございます。

○梶原委員

過疎債で計画書を上げてですね、申請してですね、それまで、そして許可が下りるまでの期間というのは、どのくらいかかるんですか。

○総合政策課長

起債事業につきましては、だいたい、当該年度の5月ごろに起債申請をするわけですが、それから審査等ございまして、事業によっていろいろ許可という時期が記載の種類によっていろいろ異なっておるかと思っております。

○梶原委員

ということは、確定する期間というのは限定できないということですかね。

○総合政策課長

事業としては着手している部分について、起債を充てたりとか、現在もやっておりますので、事業そのものは着手している分もございます。ただ、新規事業等におきましてですね、その分が、起債許可を前提としている事業ということになると、なかなか着工というのも難しいかというふうに考えます。

○梶原委員

これが10分の10だったらですね、どんどん出せるんだろうと思うんですね。ただあの10分の7ですね、残りの3割分は市の一般財源から補てんしていかなくてはいかないので、これを全部上げてしまうと相当な金額ですね、市の持ち出し出てくるんだろうと思うんですけれども、それでも、この計画書に載せられている部分、やっぱり早急に過疎債を活用できる間にやっていただきたいと思っておりますが、また次に延長、延長となればですね、継続としてこれをもって持っていけるかと思っておりますけれども、延長がなくなって、この過疎債事業がこの事業計画に上がっておる部分ですね、過疎債でできなくなると、いつできるかわからない状態になりますので、その辺一般財源でできる部分もですね、これで見直していただいたらどうかと思っております。というのが、ずっと上がっておりますけど、できてないので、いつできるのかと、またどんどんどんどん要望でもきたら、緊急を要する場合が出てきたら、優先せないかと、じゃあ、できないんじゃないかということになってくるんですね、去年の暮れから自治会長会でも、筑穂の自治会長会ですけれども、そちらでも説明されたときに、いろんな要望なり、質疑があったと思っておりますので、やはりせつかく計画書を上げられているんですけども、少しず

つ可能になっていきよる実態をお示しいただかないといけないんじゃないかなと、ただ、過疎債でですね、いろんな形で筑穂のためにやっていただいております事業も、そういった部分もこんなことやっているんですよということを、もう少し自治会長会でもお示しいただければ、協力体制も別になってくるのではないかなと思っておりますので、その辺、ただ計画書をつくって、これだけしますよということにはならないので、その辺を十二分に周知していただきたいと要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

全国の過疎地域の状況としては、全国の面積の58.7%なんですね。そして、そこに8.9%の人口が、1136万人ということになっていますけども、住んでいると。6割弱のところは1100万人程度が住んでいるという状況、我が国の姿なんですね。自治体の数でいうと1179のうち797が該当自治体で46.4%と。この中に本市があり、また過疎債の該当としては、筑穂地域があるんですけども、この促進計画には目的が書いてないんですよ。書いてないけれども、明らかにしておく必要があると思うので、その目的をお尋ねします。

○総合政策課長

過疎の特別措置法の第1条に、その法律の目的として規定がされております。現在の著しい人口減少に伴って地域における活力が低下している。生産機能、生活環境の整備等が他の地域に比べて低いと、こういった地域に対して、総合的、計画的な対策をとることにより、地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成ということで、国の法律の中で規定をされておるところでございます。

○川上委員

要するに4点あって、1番が住民福祉の向上となっているんだけど、どうしてこれに書かないんですか、促進計画の中に。法律ではそうになっています。この計画の目的は何ですかと聞かれたら、どう答えるんですか、いや法律はこう書いていますと住民の皆さんに答えるんですか。議論したでしょう。この計画の目的は、何ですか。

○総合政策課長

ただいま委員からご指摘ございましたとおり、地域の活性化に資する目的であり、ただいまございました、住民の福祉、地域経済の活性化について、この地域の格差是正を縮小していくということになると考えております。

○委員長

この計画の目的は。

○総合政策課長

この計画を策定する目的といたしましては、この特別措置法による目的を達成することのためにはこの計画が必要であると、先ほどの過疎債の適用を受ける、あるいはいろんな補助制度の活用を受けるということが1つのこの条件となっておりますので、この計画を策定するということでしております。

○川上委員

この計画を実施するには、どれほどの事業費が必要になりますか。

○総合政策課長

ただいま計上しております計画を5年間ということで、概算という形になりますけれども、これを計算いたしますと、大体115億という事業を計上させていただきます。

○川上委員

これは公的資金が115億ということですか。その民間資金もあわせたりするようなものですか。

○総合政策課長

今ご説明いたしましたのは、この計画書に上げております事業、各施策区分ごとに計画を上げております。この計画の事業費を概算で合計いたしますと115億、つまりこの147件の事業に対しまして、事業費が115億円を想定しているということでございます。

○川上委員

質問と答弁がかみ合っていないでしょう、はっきり言って。この115億円は、公的な資金かと聞いたわけです。あなたは147の事業にかかる費用ですといったでしょう。何となくイエスと言ったような気もするし、いや実はほかに民間の資金も入ったのもあるんですよというような気もするし、どっちなんですか。

○総合政策課長

失礼いたしました。公的資金でございます。

○川上委員

そうすると、ほとんど借金というわけですね。そのうち3割は市が出し、7割は国が措置してくれるんじゃないかなということなんですかね。

○総合政策課長

先ほど委員のほうからもご質問がございました、計画が上げている全体事業のうち、大体毎年飯塚市で対策として行っている事業1億5千万ぐらいでございますので、そういった事業の中で、事業を行っていくということでは確定いたしておりません。ただ、先ほど申し上げました起債等々を借り入れる中で事業を計上する必要性がございますので、今回この地域活性化に資するであろう事業ということで、全体を、総額を先ほど申し上げたところでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15：10

再 開 15：10

委員会を再開いたします。

○企画調整部長

この過疎計画自体は、究極的に言えば過疎債の採択が可能かどうかというところが1つの大きな課題でございます。いま見ていただきますとおり、25年で1億5000万という事業費でございますけれども、この115億という数字が5年間ですべてできるとは考えておりません。当然ながら予算としても、先ほど梶原委員が言われましたけれども、過疎債がついてこなければ、事業の予算をあげないということではなくて、現行の平成28年度の予算につきましても、事業費先ありきで優先順位をつけて事業を計上させていただいております。それに対しまして、記載がどれだけ国がついてきていただけるかという形で要望しながら、財源を確保していく事業でございますので、そういった形で解釈していただければ、当然ながら国も115億に対して、起債を100%借りて財源措置70%すべて5年間で手当てできるはずはございませんので、国もその優先順位をつけながら、起債の同意が得られるものでございますので、そういった中で、今後優先順位はありますけれども、相対的にどれだけの事業を計画しているかということ、この過疎計画の中で計上させていただいております。

○川上委員

そうするとね、これまでの計画がどうであったかも問われてくると思うんですね。この5年間で投じた財政出動はどのくらいですか。

○総合政策課長

過疎対策事業債、これは起債ベースでの調査でございますけれども、事業費といたしまして、22年度から26年度分で申し上げますと、4億7881万4千円という形で、これをベース

に起債のほうの借り入れをいたしております。

○川上委員

そうすると、どういう意味ですか。4億7千万が3割で、10割だと幾らになるというような意味ですか。全体でいくらお金を使ったかと、そのうち借金は幾らかというのが次の質問だったんだけど。

○総合政策課長

冒頭申し上げましたとおり、過疎事業費としての総数はつかんでおりません。ただいま申し上げましたのは、起債を申請して、記載の許可を受けた事業費で申し上げましたので、総事業費がただいまの4億7881万4千でございます。これに対しまして、起債の借り入れが可能だったのが4億290万円となっております。このうちの70%、もちろん償還はまだ終わっておりませんが、算定上このうちの70%が交付税で算入されるという算定になります。

○川上委員

ちょっと勉強不足、どっちが勉強不足かわからないけど、前の計画があるわけでしょう。それにお金を幾ら使ったのかというのを、ぱっと数字言えないですか。

○総合政策課長

その数字は把握しておりません。

○川上委員

前の計画にも目的が書いてないんですよ。だからあなた方は総括のしようがないと思います。だから、これはね、筑穂地域の過疎化対策のための計画ではなくてね、あなた方の国に対する単なる借用書でしかないんじゃないかと心配するわけです。これだけ金を借りたいと。そして、この目的との関係で言うと、住民福祉の向上でしょう、雇用の増大でしょう、地域格差の是正でしょう、それから美しく風格ある国土の形成でしょう。そうするとね、この3番目なんですよ。地域格差が筑穂地域はあるという認定でしょう、市も国も。そうすると、他の地域よりも特別に手を入れて、追いつかせないといけない地域だというふうに私は理解するんだけど、そういう計画ですか、これは。

○企画調整部長

そこら辺の地域的なハンデ、ハンデという表現が適当かどうかわかりませんが、地域格差があるところも含めたところで、事業に上げておりますので、すべてがそういうわけでもありませんけれども、そういった地域の、過疎地域が十分ではないところの事業を計上しているものでございます。

○川上委員

法律はそうっていないんですよ。その地域の中に幾つか格差があるところがあるからと言ってなくて、この対象地域全体が格差がほかと比べてありますよと。だからここに、特別の手当てをとりましょうという位置づけなんですよ。ところが矛盾があるでしょう。行政は公平でないといけないでしょう。特定のところだけに、特定の法律をつくったりしてはいけませんよ、元々は。でもこういうことをつくっているわけです。そしたらね、住民福祉の向上がどうであったか、雇用の増大が成し遂げられているのか、その方向に向かっておるのか、美しく風格ある国土の形成はどうかということと並んで、この地域格差の是正のためにどのような努力がされたかと、特別に努力がされたかという点での振り返りがいるでしょう。総括なしでこれをつくられたんじゃないかと心配するんだけど、書いてないから、こういう取り組みをしてここまで来たと、まだこの辺が残っていると。これはお金をかけたほうがいいのか、お金じゃなくて、違うものをかけたほうがいいのか。その辺の考え方があるんじゃないかと思うんだけど、そういう振り返りというのは、全然していないんですか。

○総合政策課長

この計画書でございますけれども、この構成といたしましては、現状の問題点というのをまず判断してということしておりますけれども、その中で、現状について各所管のほうで判断をしながら、私どもでまとめてきたものでございます。したがって、その部分については、一定の総括をして、状況を把握した中で、その対策を打つという形の中で、先ほど、ご質問ございました、まだ終わってない部分とか、そういったものも計上いたしておるものでございます。

○川上委員

115億円ぐらいかかるでしょうというふうに言ったけど、115億円とはどういうお金かと言うとね、例えば中心市街地活性化事業が官民合わせてね、120億円で内閣府の承認をとったでしょう。それぐらいのお金なんですよ。筑穂地域で展開しようと思うとね、もうどれだけでも筑穂地域はよくなりますよ、はっきり言って。災害対策だとか、これ書いてないけども、九郎原駅に普通列車を止めることとか、コミバスを元どおりにすることとか、直ちにできるじゃないですか。なぜできないんですか。こういうことを心配するんだけど、皆さんの発想の中にね、この地域で行う行政サービスを10とします。筑穂で行う行政サービスを10とします。そうすると、極端に言えば、10のうちは過疎債が有利の借金だからというので、これを充てましょうと。出さなければならない一般財源関係、借金以外のやつはほかにまわすと。だから過疎債は使うけども、住民サービスに使えるお金は他の地域と変わらないということになってきてないですか、どうですか。

○企画調整部長

委員が言われますのは、まず事業費の採択のレベルの中で、筑穂地区が優先的にこういった財源の手当てができるが故に、メリットを受けられるような事業をされてあるかというご質問だと思いますけれども、一方で、確かに筑穂地区、過疎という課題がございますけれども、ほか周辺、旧4町も然りですけども、そこそこのバランスがございますので、過疎債があるからここの分はという、それは確かに財源が付いてくる分だけ、一般会計に係る費用が周辺とバランスがありますので、そここのところを考えながら事業は採択しているつもりでございます。ですので、全体事業費としては、これがあるから、ここ突出しているというようなことではなくて、全体的なバランスを見ながら事業採択し、なおかつ財源が使える、この過疎債が使えるであろう事業につきましては、それなりの採択の仕方をした上で予算措置をしているつもりでございますので、そここのところをご理解いただきたいというふうに思っております。

○川上委員

ですからね、行政サービスは公平でなければならないというのがあるでしょう。一方で、こういう指定をしなければならない地域には手厚くというのもあります。難しいでしょう。だから目標を立てるんですよ。住民がみんなが、その指定した地域、それ以外の地域の住民、市民もそりゃそうだよなと言えるような目標を立てるわけでしょう。その目標がないから、住民の多くはこういうものがあることを知らないですよ。筑穂地域の方も知らない人が多いと思います。だから、こういうようなメニュー一覧表だけではなくて、筑穂はこの水準、このことが遅れているので、ここはこうしなきゃならないと。例えばコミバスの問題とかね、すべての住民福祉の向上の土台をなすものだと思います。そういったことを、目標を定めなければね、今言ったようなジレンマに陥ってくるんじゃないかと。結果としてね、行政の公平性から言って、筑穂はもう過疎債で対応していこうと。その分浮いたお金はほかに回しますというような発想になっていかないのか心配しているわけです。借金だけはね、積み上がってくるわけです。

それで私は、5年前になるのか、前回のときに、全体としてこの計画の重要性を指摘しながら、幾つかの点で、懸念を表明してね、手を入れる必要があると言ったんだけど、1つは、内野小学校の廃止につながる学校再編計画、このときはまだ案だったと思いますけども、今は様子を見るみたいになっていると思いますけど、それから、もう1つは、高齢者のコミュニ

ケーションの場ともなっているお風呂の廃止の問題、それから、特別養護老人ホームの直営の廃止、それからこのときはゴミ袋の値上げもあったんですね。無料だった火葬料の1万円の有料化。それから住民サービス、防災センターとなる役場の機能の大幅縮小、こういったものを指摘したんだけど、こうしたことも含めて、総括はしていないということのようですから、目標がないから総括もしにくいと思うけど、この際ね、これをつくるにあたり、振り返り、本当に今何が求められているのかをね、考えてもらいたいというふうに言って質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第51号 飯塚市過疎地域自立促進計画を定めること」について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「請願第5号 玄海原発再稼働について(株)九州電力に対して公開の説明会開催を申し入れることを求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本請願につきましては、慎重に審査をするため、閉会中に開催予定の委員会において紹介議員から趣旨説明を受けたのちに審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 15:27

再 開 15:38

委員会を再開します。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「指定管理者制度運用の変更について」報告を求めます。

○総合政策課長

それではご報告をさせていただきます。お手元に3種類の資料を配付させていただいておりますので、ご参照のほどお願いいたします。まず、資料1といたしまして、A4横のホッチキスとめでございますが、表紙に赤文字等がございます。これが6ページでございます。資料の2でございますが、今度はA4縦の冊子でございます、「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」をお配りさせていただいております。それから最後に、資料3といたしまして、同じくA4縦の冊子でございます、「指定管理者制度モニタリング」に関するガイドラインでございます。以上、3種類となっておりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

この指定管理者制度の導入につきましては、公の施設の管理につきまして、民間のノウハウ等を活用することで、市民サービスの向上、経費の節減を図ることを念頭に、これまで運用してきたところでございますが、昨今の社会情勢の変化などによりまして、指定管理者候補者の選定、あるいは導入、それに関する事務処理等々において、いろんな課題も生じてきたところ

でございます。以上のような点を踏まえまして、各方面よりいただきましたご意見、ご指摘等を踏まえまして、現状の課題解決、指定管理者制度の適切かつ円滑な導入と運用を図るため、今回、現行の指針を廃止し、ただいまお配りしております第2、第3資料の「ガイドライン」を制定したところでございます。

それでは、A4横の資料、赤文字でございます新旧対照表のほうでご説明をさせていただきます。主に6項目について変更している部分でございますので、ご説明いたします。

まず、第1点目でございます。1の「公募・非公募」につきましては、非公募とする場合についての明文化を赤文字のとおり挿入をさせていただいております。内容については省略をさせていただきます。

次に2点目でございますが、地域要件に関してでございます。こちらについて地域要件に関する具体的な考え方を今回明記いたしております。赤文字でただし書き以降でございますとおり、下にア、イという形で2つの要件を設定いたしております。指定管理の選定において、市内団体等に限定をして、公募をしても、業務を効果的に実施し、施設の設置目的を達成することが見込める場合、かつ市内団体からの複数の応募が見込めるということを条件といたしております。

第3点目でございます。市内団体等への優遇措置の新設でございます。こちらにつきましては、3点目といたしまして、市内団体等と市外団体等が応募してきた場合に、市内団体への優遇措置を設定したものでございまして、このようなケースについては、市内団体等について加点をするということで設定をいたしております。配点合計の100分の5を加点するというところで設定をいたしております。

続きまして4点目、指定の期間についてでございますが、こちらにつきましては、原則として5年間といたしております。赤文字で挿入しておりますとおり、特別の理由のところを明記したというところでございます。

1ページめくっていただきまして、今度は縦方向になりますが、左側に赤文字で、右側3ページが黒文字になります。こちらも新旧対照表でございます。右側の旧の指定管理者の評価書でございますが、ご覧いただきますとおり1項目あたり10点の40項目、標準として400点満点といった形で標準例を設定しておりました。これを2ページでございますが、今回改めまして、項目といたしましては20項目、配点につきましても、1項目5点という形で整理をいたし、合計点として100点という形で、標準例を提示しております。また先ほど申し上げました3点目の、市内団体等に関する加点につきましては、この100点に対する5%ということで、事例で申し上げますと5点という形になるところでございます。

次に、変更点の最後になりますけれども、こちらにつきましては、指定管理者の候補の団体等選定をいたします指定管理者選定委員会につきましては、現状の規則の中では市の職員が入っておりません。今回、施設の候補の選定に際し、施設の適切な管理運営について、市の考え方や方向性、こういったものも反映をするため、市の職員を委員の中に選任することとし、規則の改正を行っております。現状では施設ごとに所管の部長職を想定しているところでございます。以上6点が新ガイドラインの主な変更点でございます。資料の5ページには、ただいま申し上げました制度導入のフロー図を計上させていただいております。

最後のページになりますけれども、現在、指定管理者制度を導入しております15の施設についての概要について、まとめを掲示させていただいております。ガイドラインということで2冊資料をお配りしております。こちらについては、まず運用に関するガイドラインにつきましては、ただいま申し上げました変更点及び全体的な運用について取りまとめております。

また、モニタリングの運用に関するガイド、資料の3でございますけれども、こちらにつきましては指定後の管理運営、適正な運営等がなされているかといったものに対するガイドラインを制定したところでございます。今後は、いろいろなご指摘を受けた中で、制度の適切かつ

円滑な導入と運営を図りますよう努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告は終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中博文委員

まず最初にですね、指定管理制度の導入に対しまして、飯塚市指定管理者制度導入推進等委員会というのがございますけれども、このメンバーを改めてご紹介いただけますか。

○総合政策課長

導入推進委員会につきましては、要綱で設定をしております、メンバーは企画調整部長を委員長とし、副委員長を総務部長及び財務部長、委員は総合政策課長、財政課長、人事課長、管財課長、行財政改革推進課長の8名となっております。

○田中博文委員

それに伴いまして、今度は資料3のモニタリングの評価のスケジュール等、やり方等をお示しいただいていますが、4ページのモニタリングのところの図がございますけれども、市と指定管理者との関係と、第三者的機関で評価を行うという形の体制をとられますけれども、この第三者的機関の中で、指定管理者評価委員会、ここが最終的にいろんな指定管理、15カ所ぐらいございますけれども、毎年15カ所を、この評価委員会が評価するのでしょうか。

○総合政策課長

こちらにつきましては、外部委員会でございます、現状では、毎年はすべてをやっております。導入委員会の中で当該年度に評価をするおおむね3施設から4施設程度を選考してやっております。

○田中博文委員

3施設から4施設、平均5年間で指定期間ですけども、全部を対象としないということでしょうか。これを見ますと、6ページの評価スケジュールの中に1次評価、2次評価、3次評価とございますが、1次、2次評価で、この評価委員のしやすいような段取りを組んでいくという形になると思うので、その中で選定して選定委員会の分を選んでいくというふうになりますけど、全部を対象として選定委員会はやらないというふうに理解してよろしいんですか。

○総合政策課長

この1次評価、2次評価につきましては、毎年、全施設を評価いたします。2次評価は、先ほどの導入推進等委員会において、全施設を2次評価まで行いまして、それから委員ご指摘の3次評価の部分に入ってまいるということでございますので、一応、2次評価までは全施設、毎年評価するというスケジュールになっております。

○田中博文委員

評価委員会が評価する分は、年間3施設か4施設となると、評価委員会は全施設を毎年やらないということになるんですか。

○総合政策課長

そのとおりでございます。

○田中博文委員

その理由は何ですか。

○総合政策課長

理由といたしましては、数、時間的な問題がございます、15施設ございます。1施設にあたり大体3日程度、現地を見て、評価をし、詳細な評価もやっていただいておりますので、現状の中ですべてを1年で毎年ということは、行っていないという状況でございます。

○田中博文委員

そうしますと、できるものを第2次評価で、この施設を評価委員会にというふうを選考する

と書いてありますけども、この選考基準は何になるんですか。

○総合政策課長

基本的に5年間の指定管理期間でございますので、必ずその中では外部評価を受けるということが、まず第1前提でございますので、そこを選定した中で、最終的にすべての3次評価を行うという形で現状は運用いたしております。

○田中博文委員

5年の間に1回評価を受けるというふうに理解していいんですか。

○総合政策課長

最低1回は必ず受けるということでございます。

○田中博文委員

5年に1回でするので、1年目に受けるのか、5年目で受けるのか。いつの、どの部分を評価して評価委員会が評価するというのは、何を基準に考えたらいいんですか。

○総合政策課長

ご指摘の点につきましては、これまでの運用では明確なところはございませんでした。例えば2年目にやるとか、指定管理を受けて3年目にやるとかといった明確な基準がございませんでしたので、今後の運用の中で、その点については明確にすべきだと考えております。

○田中博文委員

この選定委員は2年間の任期だと思いますけども、この評価委員も任期は2年ですかね。何年やるんですか。

○総合政策課長

評価委員につきましては、資料の6ページの1番上のほうに構成を記載させていただいておりますけれども、構成メンバーとしてはこのとおりでございまして、基本、学識公募については2年間という形で設定いたしております。施設ごとの分については、その施設ということになりますので、年に1回評価しますので、1年という形になる委員もおられます。規則上は2年以内という形で規定をしております。

○田中博文委員

5年に1度の評価をして、評価委員会については、一時停止なり、途中で改善命令、取り消し等ができますので、できるだけ指定管理者に対して早急にいろんな改善、もしくは指導ができるようにですね、評価委員会を待たずにできるような形で、毎年、事業報告等、また今回新たにアンケート等も指定管理者が出すような形をとられていますので、そのこのところをきっちりしてですね、指定管理になって結構年月が経ってきていますので、今まで指定管理を受けたところと、今度新しく受けたところが、前はよかったけども、今回は悪いとかいうふうな形にならないように、何とか良いところは残して、悪いところを改定するような、理想ですけども、そういったことも念頭に置きながら、この評価委員会を充実していってほしいし、指定管理者の中で、アンケート調査等を行って、それも評価の対象にというふうになっていますので、このアンケートについては、内容とやり方と期間、その他管理者と別に行政の所管のほうがよく吟味してですね、ちゃんとした方法でやられるように、これもお願いしますが、しっかりとそこところは所管の担当のほうが見てやっていただけるようなことをお願いいたします。

とにかく、指定管理、議会が議決いたしますので、今までどおり、きちっと皆さんが全会一致で賛成できるような形でしてもらいたいし、選定委員の方については、これも要望ですけども、ちゃんと守秘義務等を守るようなのを再度確認してですね、やっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第2次飯塚市人権教育・啓発実施計画について」報告を求めます。

○人権同和政策課長

「第2次飯塚市人権教育・啓発実施計画について」ご報告いたします。

市民1人1人の人権が尊重され、あらゆる差別のないまちづくりを推進するため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、策定しておりました「第1次飯塚市人権教育・啓発実施計画」の期間を平成23年度から平成27年度の5カ年としておりましたことから、第1次の総括を踏まえ、新たに「第2次実施計画」を策定いたしましたので、ご報告いたします。

策定の経過につきましては、昨年より各々の人権分野に関係する各課と第1次の総括や第2次の策定内容について密に検討を行うとともに飯塚市人権教育・啓発推進協議会から意見・提言をいただいた中で、昨年12月に案を作成いたしました。

この案を本年1月4日から29日までの約1カ月間、市民の意見を募集し、本年2月に最終的な検討を行い、「第2次実施計画」を策定したところであります。

第2次実施計画の内容の概要につきましては、資料の実施計画を1枚開いていただきますと「目次」がございますが、構成としましては、第1章の「総論」と第2章の「課題目標と達成のための方策」に大別しております。

第1章の総論では、第2次実施計画策定の趣旨を記載し、第2章の「課題目標と達成のための方策」では、第1次に引き続き、8項目に分けております。1つ目が、人権全般に関すること、2つ目から7つ目は、分野別の人権問題。最後の8つ目は、2つ目から7つ目以外のさまざまな人権問題についてでございます。

また、各項目では、第1次実施計画の総括とする「第1次実施計画の主な現状・評価と今後の課題」を最初に載せ、その課題を踏まえた中で、第2次における「施策の基本的な方向性」、「課題目標」、「課題目標を達成するための方策」として結んでおります。また、巻末には「用語解説」と関係法令等を資料として付けております。

この第2次実施計画の期間といたしましては、平成28年度から平成32年度の5カ年としていますが、社会情勢の急激な変化や、人権に関する制度の大幅な改正等が生じたときは、必要に応じて適切に見直しを行いまして、その後の取り組みについて方向付けを行っていくこととしております。

以上、簡単ではございますが、「第2次飯塚市人権教育・啓発実施計画について」報告を終らせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成27年国勢調査の状況について」報告を求めます。

○総務課長

「平成27年国勢調査の状況について」報告します。「福岡県の圏域別・市区町村別人口及び世帯数」と記載しております資料をお願いいたします。

昨年10月1日現在で全国一斉に「平成27年国勢調査」が実施されております。国勢調査は、統計法に定められている基幹統計のひとつで、国内に住むすべての人と世帯を対象に5年に1度実施される国の最も重要な統計調査で、本市においても副市長を本部長とした実施本部を設置しまして、鋭意取り組んできましたが、2月26日に総務省から速報値が公表されましたので報告するものでございます。

公表されましたのは、全国の市区町村別の人口と世帯数の速報値で、確定値は今年10月に総務省から公表される「人口等基本集計」の中で発表される予定です。

本市の人口については、お手元の資料の2ページの中段に太字で記載していますように、速報値で12万9246人となっています。

5年前の22年国勢調査の人口13万1492人と比べ、2246人、1.71%の減となっております。また、世帯数については、5万4719世帯で、2.37%の増、1世帯当りの人員は2.36人となっております。

なお、男女別、年齢別などの詳細な集計結果は、まとめ次第、段階的に公表される予定となっております。

以上で、国勢調査についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりまりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく略式代執行について」報告を求めます。

○防災安全課長

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市内特定空き家等について、略式代執行により解体を実施しておりますことをご報告いたします。

解体家屋の場所につきましては、本市西町1番18号 明治町入口交差点西側の九州労働金庫飯塚支店前でございます。構造は木造瓦葺2階建、延床面積は約220平方メートルでございます。

以前から屋根や壁が崩落し、保安上危険な状態でありましたが、所有者がお亡くなりになっておりましたので、これまで相続人を調査しまして19人の相続者を特定し、解体を含む当該家屋の適正な管理をお願いしてまいりました。

今年度になりまして、相続人全員が相続放棄をしていることが確認されまして、所有者不在の物件となりました。

5月に完全施行されました特別措置法の第14条第10項に、所有者がいない場合に略式代執行ができる規定が設けられておりましたので、保安上危険な状態であり、今回、緊急に略式代執行にて解体を行っているものでございます。

以上、簡単ではございますが、「空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく略式代執行」について報告を終わります。

○委員長

報告が終わりまりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「鹿毛馬市有土地に対する「入会権確認等請求事件」について」報告を求めます。

○管財課長

「鹿毛馬市有土地に対する「入会権確認等請求事件」について」ご報告いたします。

お手元にA4版1枚の資料を配布させていただいております。

平成28年1月28日付で福岡地方裁判所飯塚支部より、2件の入会権確認等請求の訴状が送達され、2月1日付で受理いたしましたので、その概要をご報告いたします。

鹿毛馬市有土地に対する入会権確認等請求につきましては、平成26年6月に梅田親義氏外2名を原告とする裁判が起こされ、現在も裁判が進行中ですが、今回、現在進行中の裁判と同じ内容の請求を求める裁判が、異なる原告名で2件起こされたものでございます。

まず、事件番号平成27年（ワ）第167号についてご説明いたします。

原告は「鹿毛馬区」、被告は「飯塚市」でございます。請求の趣旨は、1. 鹿毛馬区と飯塚市との間において、鹿毛馬区が鹿毛馬地内に存在する168筆、約204万平方メートルの市有土地について、共有の性質を有しない入会権を有することを確認すること。2. 飯塚市は鹿毛馬区に対し金2950万8175円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から完済に至るまで、年5分の割合による金額を支払うこと。3. 訴訟費用は飯塚市の負担とする。との判決並びに第2項の金額の支払いについて仮執行の宣言を行うことを求めています。

次に、事件番号平成27年（ワ）第168号についてご説明いたします。

原告は地縁団体である「鹿毛馬区自治会」、被告は「飯塚市」でございます。請求の趣旨は、原告が「鹿毛馬区自治会」となる以外は、先ほど説明いたしました（ワ）第167号と同じ内容でございます。

原告側としては、現在進行中の梅田親義氏外3名を原告とする裁判を第一とし、予備的なものとして（ワ）第167号の「鹿毛馬区」を原告とする裁判を位置づけ、更にその予備的なものとして（ワ）第168号の「鹿毛馬区自治会」を原告とする、3段構えの訴訟を起している状況でございます。

なお、請求されております金額2950万8175円につきましては、平成19年9月から平成25年12月まで行われた前回裁判で原告が裁判を行うにあたって支出した弁護士費用等の裁判費用に対する損害賠償と、合併後、原告らに市から分収金が支払われていないことについての市の不当利得の金額としております。

本件裁判につきましては、平成28年2月25日に第1回の口頭弁論が開催されており、次回の口頭弁論は4月27日に予定されております。本市といたしましては、顧問弁護士と協議を行いながら裁判に臨んでまいります。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。長時間、大変お疲れさまでした。